

糸魚川市

---

都市計画マスタープラン

【全体構想編】

平成31年3月 改定版

糸魚川市

# 目 次

## 全体構想編

### 序 章 都市計画マスタープランとは

- |                               |      |
|-------------------------------|------|
| 1 策定の意義と目的                    | 序- 1 |
| 2 都市計画マスタープランに定める内容及び他の計画との関係 | 序- 3 |
| 3 都市計画マスタープランの構成              | 序- 5 |

### 第1章 都市の現状と課題

- |                  |      |
|------------------|------|
| 1 時代の潮流          | 1- 1 |
| 2 現況の把握          | 1- 3 |
| 3 上位計画の把握        | 1-32 |
| 4 関連計画の把握        | 1-42 |
| 5 市民意向の把握        | 1-53 |
| 6 都市の現状から見た課題の整理 | 1-55 |

### 第2章 都市の将来像

- |           |      |
|-----------|------|
| 1 都市計画の目標 | 2- 1 |
| 2 将来都市構造  | 2- 3 |

### 第3章 都市整備の方針

- |                    |      |
|--------------------|------|
| 1 土地利用の方針          | 3- 1 |
| 2 市街地の整備方針         | 3- 6 |
| 3 都市施設の整備方針        | 3- 9 |
| 4 自然環境保全・都市環境形成の方針 | 3-19 |
| 5 都市景観形成の方針        | 3-22 |
| 6 都市防災の方針          | 3-25 |

### [参考]

- |                        |      |
|------------------------|------|
| 1 市民・事業者・行政の協働によるまちづくり | 参- 1 |
| 2 計画の評価と見直し            | 参- 2 |
| 3 用語の解説                | 参- 3 |

本文中の※印がついている語句については、[参考]3用語の解説を参照下さい。

## 1 策定の意義と目的

### 1-1 策定の意義と目的

都市計画マスタープランは、都市計画法第 18 条の 2 に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として定めるものです。

上位計画となる「第 2 次糸魚川市総合計画」、「糸魚川市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」及び「糸魚川市まち・ひと・しごと創生総合戦略」と、新潟県が定める「糸魚川都市計画区域マスタープラン」（整備、開発及び保全の方針）などに即し、おおむね 20 年後における都市及び地域の将来像について、都市計画分野からわかりやすく描き、これらを実現するための方策を「みちすじ」として明らかにするものです。

また、策定にあたっては都市計画マスタープランの最上位計画とも捉えることができる「市民意向の反映」が原則であり、都市及び地域づくりに向けた問題点や課題を市民と行政が共有し、将来像の実現に向けて協働作業で取り組むことが求められています。

本市は、平成 17 年 3 月に旧 1 市 2 町の合併が成立した“新しい都市”ですが、新市の誕生から 10 年以上が経過し、市民の意識やまちの風景が多様化する中で、都市計画分野として多くの課題を解決していかなければなりません。

今般、策定する都市計画マスタープランは、おおむね 20 年後を展望しそれらの諸課題を市民と行政との協働作業によって解決し、後世に誇れる都市・地域づくりを实践するための「指針」になるものです。

#### 【都市計画法第 18 条の 2 より抜粋（市町村の都市計画に関する基本的な方針）】

第十八条の二 市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

3 市町村は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。

4 市町村が定める都市計画は、基本方針に即したものでなければならない。

# 序章 都市計画マスタープランとは

## 1-2 見直しのポイント

本市では、平成 19 年に合併後の新たな都市計画マスタープランを策定し、この都市計画マスタープランに基づいて、土地利用コントロールや都市施設整備を進めてきました。

しかし、策定から 10 年が経ち、人口減少・少子高齢化の進行、様々な災害の発生、環境問題の深刻化など、本市を取り巻く社会経済情勢や時代の潮流は大きく変化しており、これら社会経済情勢や時代の潮流に対応するため、以下の視点から都市計画マスタープランを見直す必要があると考えます。

### ◎人口減少・少子高齢化への対応

人口減少・少子高齢社会の到来や若年層の流出への対応が求められています。

### ◎安全・安心なまちづくりに向けた防災対策

東日本大震災や糸魚川市駅北大火などの甚大な災害に備えた防災対策の強化が求められています。

### ◎環境に配慮したまちづくりの要請

市民・事業者・行政が一体となった環境に優しい都市の構築が求められています。

### ◎都市景観の保全・活用

北陸新幹線開業を受けた交流人口の拡大への対応も見据えた、豊かな自然環境、歴史的な街並み等の景観資源の保全と活用が求められています。

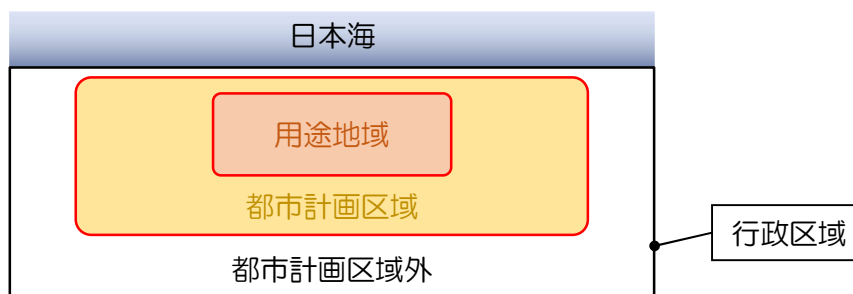
### ◎ジオパークの活用

ユネスコ世界ジオパーク※に認定された「糸魚川ジオパーク」を活かしたまちづくりが求められています。

本市では、平成 19 年に策定した都市計画マスタープランを踏襲しつつ、本市を取り巻く環境の変化や市民ニーズなどに対応するため、都市計画マスタープランの見直しを行うものとします。

## 1-3 都市計画マスタープランの対象範囲

都市計画マスタープランの対象範囲は、「糸魚川都市計画区域」を基本とします。



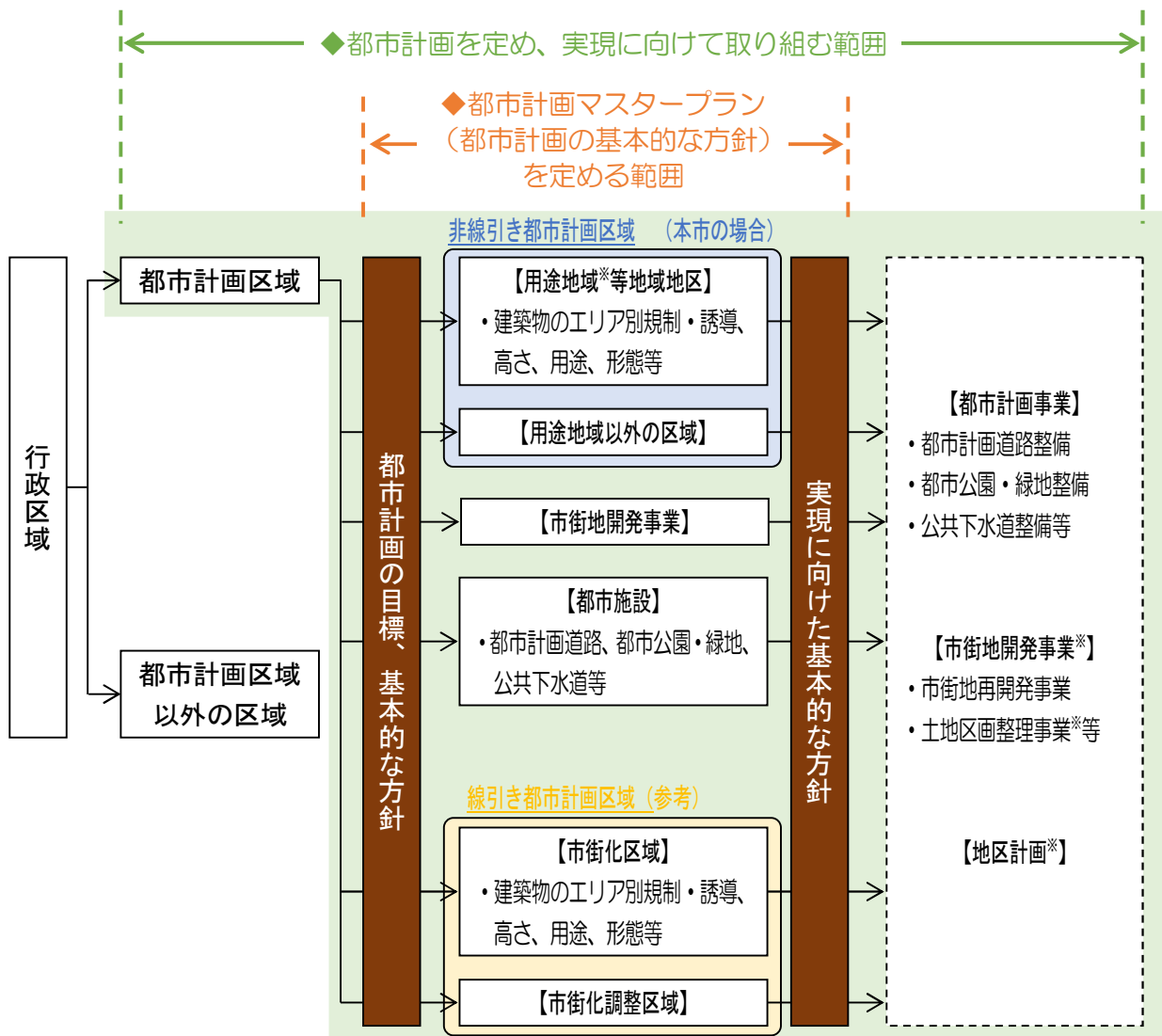
## 1-4 都市計画マスタープランの目標年次

都市計画マスタープランは、おおむね 20 年後の都市及び地域の将来像を展望しつつ、今後 10 年間の具体的な都市施設の整備等についての基本的な方向を示すものであり、目標年次は、平成 41 年度（おおむね 10 年後）とします。

## 2 都市計画マスタープランに定める内容及び他の計画との関係

### 2-1 都市計画マスタープランに定める内容

都市計画マスタープランは、市町村の都市計画に関する基本的な方針として、「都市計画の目標、基本的な方針」を定め、土地利用、道路、公園・緑地、下水道などの個別計画の方向性を示すものです。



注：線引き都市計画区域とは、都市計画区域をおおむね10年以内に計画的に市街化を進めるエリア（市街化区域）と、市街化を抑制するエリア（市街化調整区域）に区分した区域で、非線引き都市計画区域は、それらを明示しない区域です。なお、新潟県における線引き都市計画区域は、「新潟」「長岡」「上越」のみです。

図 都市計画マスタープランに定める内容

# 序 章 都市計画マスタープランとは

## 2-2 都市計画マスタープランと他の計画との関係

都市計画マスタープランは、本市の最上位に位置する「第2次糸魚川市総合計画」を受けて（即する）、おおむね20年後における都市及び地域の将来像、実現するための方策を明らかにします。

また、本市では、「第2次糸魚川市総合計画」が掲げる都市像や基本的方向に沿って、本市における人口の現状と将来の展望を提示する「糸魚川市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」、今後5年間で戦略的に取り組む人口減少対策事業を盛り込んだ「糸魚川市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しており、これら計画をはじめとする関連計画と整合を図ります。

一方、新潟県が策定した「上越圏域 広域都市計画マスタープラン（圏域計画、糸魚川都市計画区域マスタープラン）」に即するとともに、アンケート調査などによって、都市計画マスタープランの最上位計画とも捉えることができる市民意向を十分に反映しながら、個別具体の都市計画の方針を示すものです。

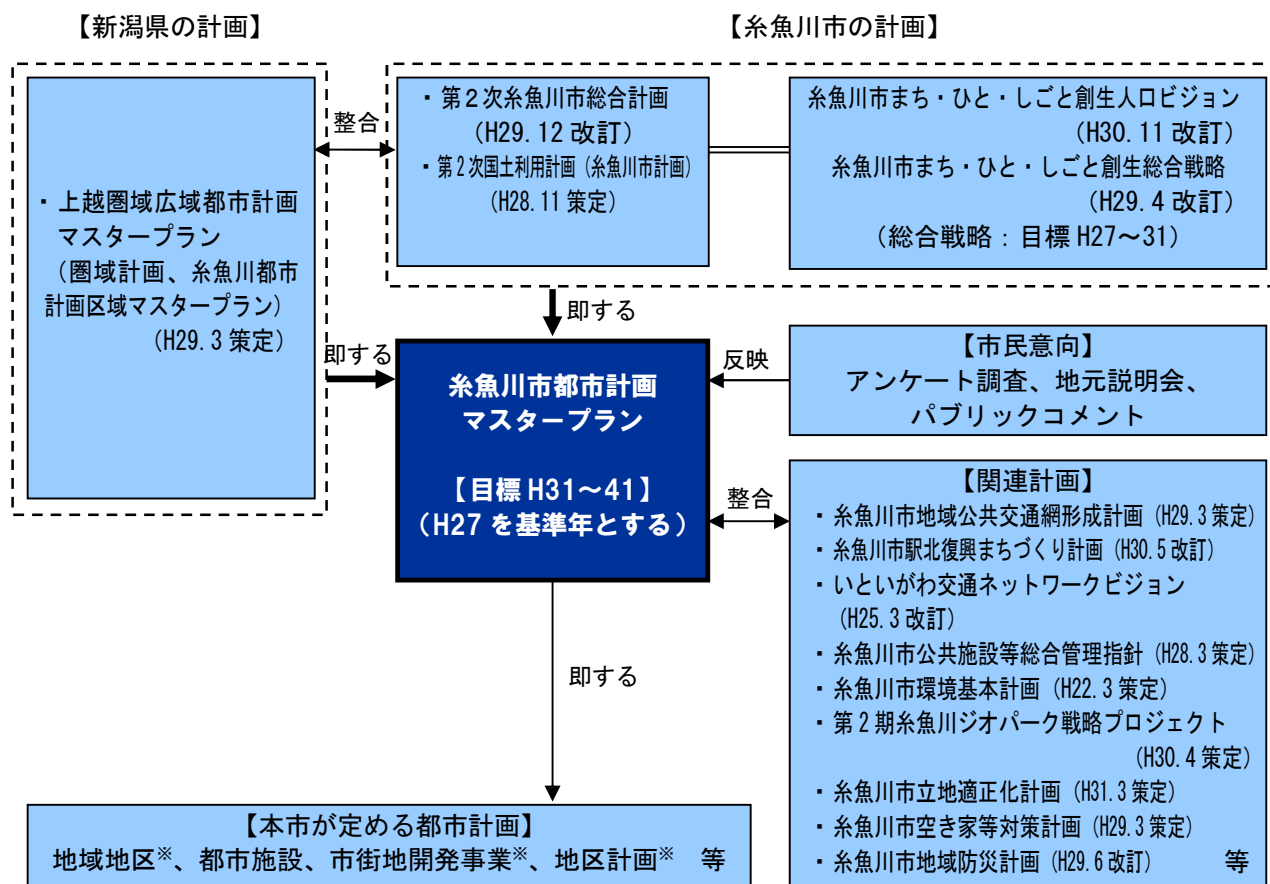


図 糸魚川市都市計画マスタープランと他の計画との関係

## 3 都市計画マスタープランの構成

### 3-1 都市計画マスタープランの構成

都市計画マスタープランは、全体構想と地域別構想で構成し、全体構想の分野別方針と地域別構想の相互補完により構築します。

#### 【全体構想】

全体構想では、糸魚川市全域を対象に過去からの経年変化を含めた現況を整理するとともに、上位・関連計画、市民意向を把握したうえで、糸魚川都市計画区域を基本とした都市の課題、都市の将来像を示すほか、土地利用、都市施設、都市環境や景観のあり方など、分野別のまちづくり方針を示します。

#### 【地域別構想】

地域別構想では、地域区分を設定し、地域別の現況・課題を整理するとともに、将来目標やまちづくり方針を示します。

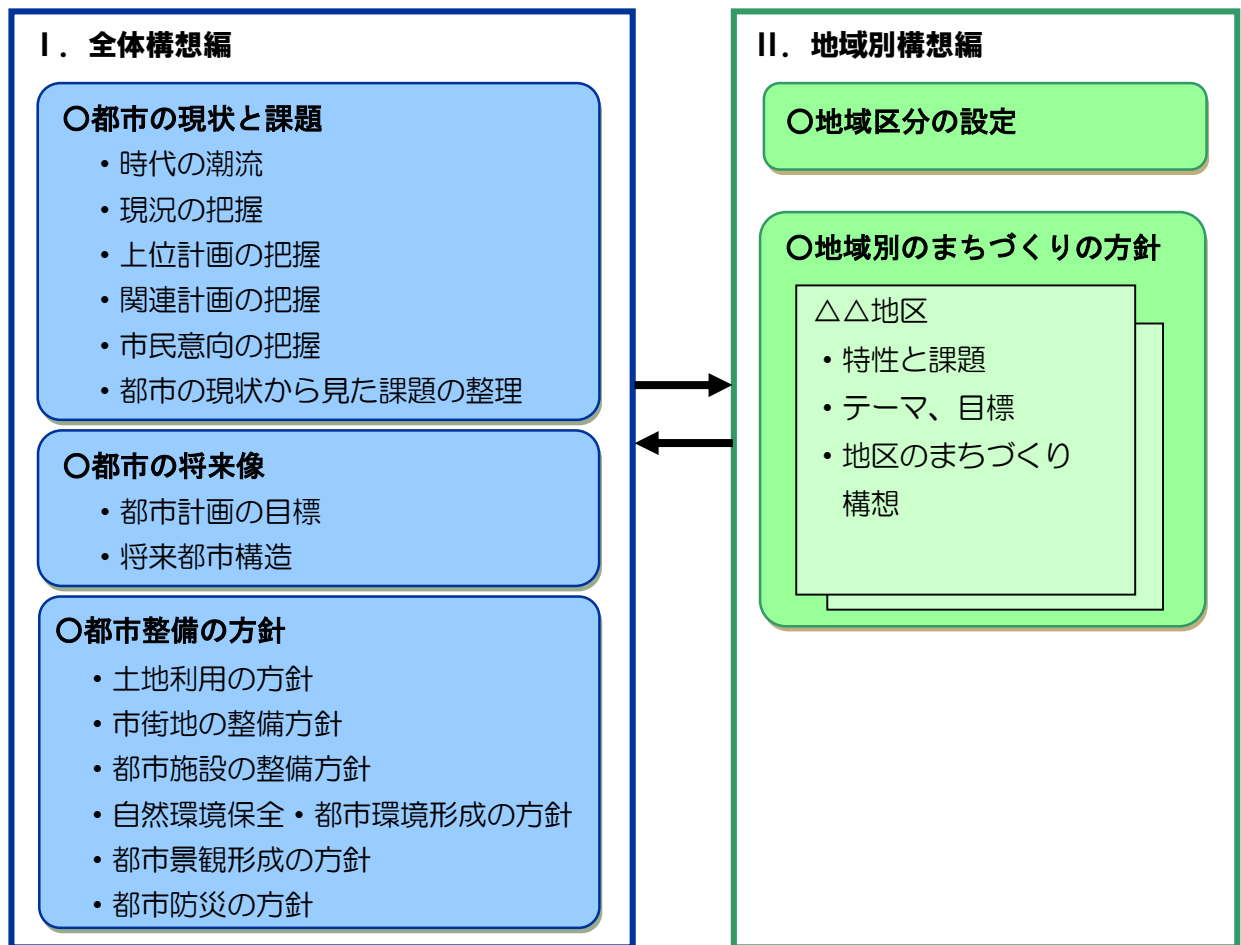


図 都市計画マスタープランの構成

# 序 章 都市計画マスタープランとは

「全体構想」の概要は、以下のとおりです。

## (1) 都市の現状と課題

### ① 都市の現況把握・整理

#### ○時代の潮流

人口減少・少子高齢社会、環境保全、安全・安心な都市などの観点から、「時代の潮流」を把握・整理します。

#### ○現況の現況

本市の地勢、沿革、社会条件、土地利用・都市施設整備状況の観点から、「本市の現況」を把握・整理します。

#### ○上位・関連計画の把握

上位計画である「第2次系魚川市総合計画」などや関連計画から、土地利用に関する基本方針、基本目標、将来の目標（人口）などを把握・整理します。

### ② 市民意向の把握

「第2次系魚川市総合計画」で行ったアンケート調査をもとに、市民意向を把握します。

### ③ 都市の現状から見た課題の整理

時代の潮流、都市の現況、上位・関連計画、アンケート調査を踏まえ、本市の特性を整理するとともに、本市における課題を整理します。

## (2) 都市の将来像

### ① 都市計画の目標

都市の現状から見た課題を踏まえ、都市計画の目標を設定します。

### ② 将来人口

「第2次系魚川市総合計画」、「系魚川市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」を受けて、おおむね10年後（平成41年）における人口を設定します。

### ③ 将来都市構造

土地利用、道路や公園・緑地の配置など、将来における都市構造の考え方（骨格）を整理します。



### (3) 都市整備の方針

#### ① 土地利用の方針

課題や将来像を踏まえ、本市の特性に応じ、土地利用区分毎（住居系、商業・業務系、工業系等）の方針を示します。

#### ② 市街地の整備方針

用途地域<sup>\*</sup>が指定されている範囲を基本とし、市街地の整備方針を示します。

#### ③ 都市施設の整備方針

道路・交通体系<sup>\*</sup>、公園・緑地、下水道・河川などの都市施設について、整備の方針を示します。

#### ④ 自然環境の保全及び都市環境形成の方針

将来像を踏まえ、本市の特性に応じ、自然環境及び都市環境形成の方針を示します。

#### ⑤ 都市景観形成の方針

将来像を踏まえ、本市の特性に応じ、歴史・文化景観、市街地景観、集落景観、自然景観に区分し、区分毎の景観形成の方針を示します。

#### ⑥ 都市防災の方針

災害に強い市街地の形成、地震・津波対策、風水害・土砂災害・雪害対策、地域防災体制づくりについて、防災に関する各種計画等と整合を図りつつ、都市防災の方針を示します。

# 第1章 都市の現状と課題

## 1 時代の潮流

### 1-1 人口減少・少子高齢社会への対応

わが国の総人口は、平成27年の国勢調査によると1億2,709万人でした。

国立社会保障・人口問題研究所における人口推計結果（平成24年1月推計）によれば、この総人口は、以後長期の人口減少過程に入るとされており、平成47年には1億1,212万人となり、平成67年には、1億を割って9,193万人になると推計されています。

また、全国の年少人口（0～14歳）割合は、平成47年には10.1%、平成67年には9.4%になると推計されており、老年人口（65歳以上）割合は、平成47年には33.4%、平成67年には39.4%と推計されています。

それに伴う本市の年少人口割合は、平成47年には9.7%、老年人口割合は、平成47年には39.4%になると推計されており、急速かつ長期的な少子高齢化の進展が予測されています。

このことから、これまでの人口増加に伴う都市の拡大を前提としたまちづくりは大きな転換点を迎えており、今後は、将来の人口規模や年齢構成に即したコンパクトなまちづくりの検討や、それを後押しする都市施策の展開が必要です。

### 1-2 環境にやさしい都市の構築

これまで、大量生産・大量消費・大量廃棄という資源消費型の社会経済システムが続いてきたことにより、二酸化炭素による地球温暖化やフロンガス<sup>\*</sup>の排出によるオゾン層<sup>\*</sup>の破壊、PM2.5<sup>\*</sup>等の大気汚染など地球的規模での環境問題が深刻化しています。

このようななか、多様な地質資源と豊かな自然を有する本市においては、平成27年11月、「糸魚川ジオパーク」がユネスコ世界ジオパーク<sup>\*</sup>に認定されるとともに、平成22年3月には「糸魚川市環境基本計画」を策定し、市民等・事業者・行政が一体となって環境負荷が少ない持続可能な循環型社会<sup>\*</sup>を構築するため、総合的かつ計画的に環境施策を推進しています。

このことから、行政・事業者をはじめ市民一人ひとり地球環境への負荷を軽減する課題に対処し、良好な自然環境の保全と環境にやさしい都市を構築していくことが必要です。

### 1-3 安全・安心なまちづくりへの対応

平成7年1月の阪神・淡路大震災、平成23年3月の東日本大震災、平成28年4月の熊本地震の発生は、わが国に広域かつ甚大な被害をもたらしました。

また、近年では、地球温暖化等の影響が原因の一つとされている記録的な豪雨や猛暑などの自然災害の脅威は以前にも増し、それとともに災害に対する国民の意識はこれまで以上に高まっていることから、様々な災害を想定した予防対策の強化などが必要です。

さらに、本市では、平成28年12月に糸魚川市駅北大火が発生し、中心市街地の約4ヘクタールに延焼し、地域住民の生活基盤や中心市街地の歴史的・文化的財産を喪失する大規模な被害をもたらしました。このことから、糸魚川市駅北エリアの迅速かつ着実な復興を推進するとともに、市民の安全な生活を確保するため、さらなる防災対策に取り組むことが重要です。

## 1-4 持続可能な都市経営への転換

多くの地方公共団体の財政状況が厳しさを増すなか、わが国の高度経済成長期以降に集中して整備された公共施設等の老朽化が進み、それらの多くが更新時期を迎えています。

今後も施設利用者が安全で快適に利用できるようにするため、公共施設等の適正配置や長寿命化等を行うことにより、費用を縮減し、限られた財源の中で選択と集中による公共事業を進め、効率的な社会資本の維持管理・更新を行っていくことが必要です。

また、市内を網羅する鉄道やバス交通などの公共交通基盤を生かすため、利便性の向上と機能維持が求められており、立地適正化計画と連動した都市機能<sup>\*</sup>集約型への都市構造の転換が求められます。

## 1-5 交流人口の拡大への対応

都市を中心とした道路交通ネットワークの発達と高速化、情報通信手段の発達に伴い、人・モノ・情報の動きが全国的、国際的に展開される状況となるなか、わが国では観光立国の実現に向けた多様な国際観光の取り組みが強化されており、アジアを中心に日本を訪れる外国人旅行者は着実に増加してきています。

このようななか、本市においては、平成27年3月に北陸新幹線糸魚川駅が開業し、従来の圏域を越えた交流圏の拡大が進みつつあるとともに、開業に先駆けて「糸魚川ジオパーク」のユネスコ世界ジオパーク<sup>\*</sup>認定を最大限に活用し、交流人口の拡大と地域活性化を目指した「糸魚川ジオパーク戦略プラン」(平成23年12月)を策定しており、交流に向けた取り組みを進めています。

このような国による国際観光の強化、交流圏の拡大を好機と捉えるとともに、「糸魚川ジオパーク戦略プラン」などの戦略に基づき、市民・事業者・行政が一体となり、交流人口の拡大を実現することが必要です。

## 1-6 地方創生、多様な主体による協働のまちづくりへの対応

わが国では、人口減少の克服を最も重要な課題と位置づけ、平成26年11月に「まち・ひと・しごと創生法」を制定するとともに、同年12月には、今後50年間のわが国の将来展望を示す「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び5年間の施策の方向性を示す「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しています。

「まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、東京一極集中の是正や、若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現、地域の特性に即した地域課題の解決を基本的視点とし、国及び地方公共団体が、国民と問題意識を共有しながら、人口減少を克服し、地方創生に取り組む必要があるとしています。

このことから、本市においても平成27年10月に「糸魚川市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」及び「糸魚川市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しており、計画の主旨に基づき、国と地方が一体となり、人口減少の克服や地方創生に向けた具体的な施策を推進していくことが必要です。

また、地方分権改革の進行に伴い、今後は、各種計画策定や事業実施段階での市民参画をはじめ、市民・NPO<sup>\*</sup>・事業者等と行政の協働によるまちづくりを円滑に進めることが必要です。

# 第1章 都市の現状と課題

## 2 現況の把握

### 2-1 地勢

本市は、新潟県の最西端に位置し、南は妙高市、長野県白馬村・小谷村、西は富山県朝日町、東は上越市と接しています。

市域の北は日本海が広がり、中部山岳国立公園と妙高戸隠連山国立公園、親不知・子不知県立自然公園、久比岐県立自然公園、白馬山麓県立自然公園を有し、海岸、山岳、渓谷、温泉など変化に富んだ個性豊かな自然に恵まれています。

また、森林資源やヒスイ・石灰石等の鉱物資源、水資源など地域資源が豊富で、フォッサマグナについては日本列島生誕の謎を秘めた世界的な学術資源となっており、平成21年8月、「糸魚川ジオパーク」が日本初の世界ジオパークに認定され、平成27年11月には、ユネスコの正式事業となったことから、ユネスコ世界ジオパーク※として認定されています。

その反面、地すべり、風水害、波浪等の自然災害が発生しやすく、また、豪雪地帯であることから、住民生活や産業活動に大きな影響をもたらしています。



資料：平成27年9月撮影

図 本市の地形の状況（姫川港より長野県方面を望む）

# 第1章 都市の現状と課題

## 2-2 沿革

本市は、平成17年3月に旧糸魚川市、旧能生町、旧青海町の1市2町の合併によって誕生しましたが、都市としての繁栄は、明治21年6月の内務大臣訓令により、それまで自然の集落を基礎としていた小規模な町村が集約され、明治34年に3町15村となったことに始まります。

その後、昭和28年には、町村合併促進法が施行され、昭和29年には旧糸魚川市、旧能生町、旧青海町が誕生するとともに、昭和41年に旧青海町、昭和44年に旧糸魚川市、昭和60年に旧能生町において都市計画用途地域<sup>※</sup>が指定され、以来、約30年以上にわたって土地利用の整序化が図られてきています。

表 本市の沿革、都市計画の決定・変更の経緯

年次	本市の沿革	都市計画（土地利用など）の沿革
明治34年	・明治21年6月の内務大臣訓令により、現在の糸魚川市域において集落を集約（3町15村）	
昭和29年	・6月1日に1町8村が合併し、旧糸魚川市として市制を施行した後、10月1日には今井村の一部が糸魚川市に編入 ・10月1日に、能生町、能生谷村、磯部村、木浦村の1町3村が合併し、旧能生町が誕生 ・10月1日に、歌外波村、市振村、上路村および今井村の一部が青海町に編入され、旧青海町が誕生	
昭和41年		・旧青海町で用途地域の指定
昭和44年		・旧糸魚川市で用途地域の指定
昭和48年		・旧糸魚川市で用途地域の第1回見直し、旧青海町で用途地域の第1回見直し
昭和59年		・旧青海町で用途地域の第2回見直し（用途地域の拡大）
昭和60年		・旧能生町で用途地域の指定
平成元年		・旧青海町で用途地域の第3回見直し
平成7年		・旧糸魚川市で用途地域の第2回見直し、旧能生町で用途地域の第1回見直し
平成8年		・旧青海町で用途地域の第4回見直し
平成15年		・旧糸魚川市で用途地域の第3回見直し
平成17年	・3月、旧糸魚川市、旧能生町、旧青海町が合併し、新“糸魚川市”が誕生	
平成19年		・糸魚川都市計画区域の決定
平成25年		・2月、新糸魚川市として用途地域の第1回見直し

資料：平成17年度糸魚川市都市計画基礎調査 他

# 第1章 都市の現状と課題

## 2-3 社会条件

### (1) 人口

#### 1) 人口・世帯数の推移

本市の行政区域人口は少しずつ減少しており、平成27年で約44,200人となっています。また、世帯数は増減を繰り返し、平成27年で約16,700世帯となっています。平成7年から平成27年の増減率では、人口が19.38%減少、世帯数が3.91%減少となっています。

一方、1世帯当たりの人口は、平成7年で3.15人であったのが、平成27年では2.64人と、小世帯化や核家族化が進行しているものと思われます。

今後も同様の傾向が続けば、人口減少による都市の空洞化・スポンジ化の拡大、空き家の増加などが懸念されます。

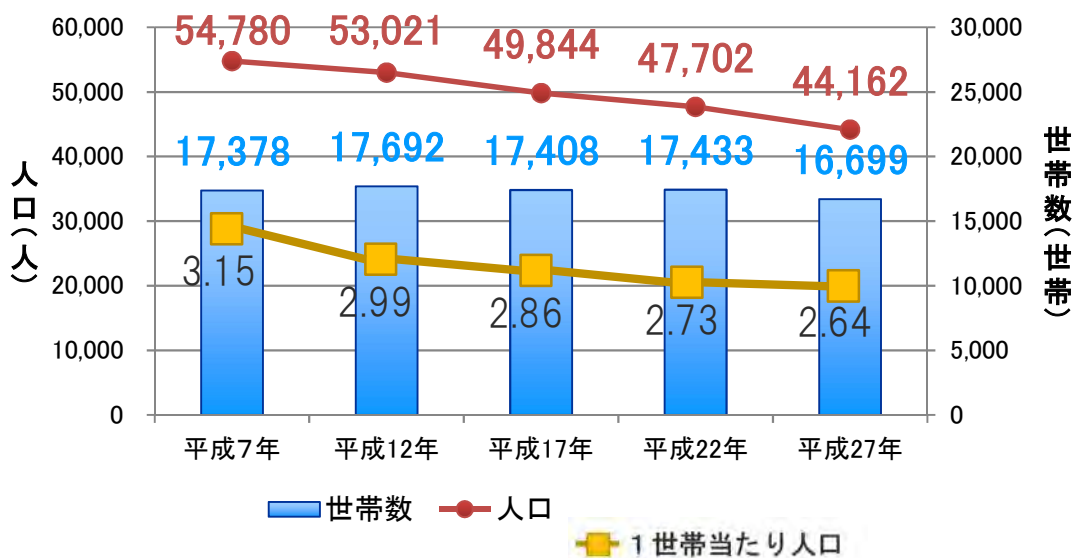


図 人口・世帯数の推移

表 人口の推移

区 域	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成7年～平成27年	
	人口 (人)	人口 (人)	人口 (人)	人口 (人)	人口 (人)	増減数 (人)	増減率 (%)
行政区域	54,780	53,021	49,844	47,702	44,162	-10,618	-19.38
都市計画区域	44,900	44,287	43,538	41,389	38,875	-6,025	-13.42
非線引き用途地域※	26,754	26,630	26,145	25,084	23,766	-2,988	-11.17
非線引き用途白地	18,146	17,657	17,393	16,305	15,109	-3,037	-16.74
都市計画区域外	9,880	8,734	6,306	6,313	5,287	-4,593	-46.49

資料：国勢調査（行政区域）

都市計画基礎調査（都市計画区域、非線引き用途地域、非線引き用途白地、都市計画区域外）

表 世帯数の推移

区 域	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成7年～平成27年	
	世帯数 (世帯)	世帯数 (世帯)	世帯数 (世帯)	世帯数 (世帯)	世帯数 (世帯)	増減数 (世帯)	増減率 (%)
行政区域	17,378	17,692	17,408	17,433	16,699	-679	-3.91

資料：国勢調査（行政区域）

## 2) 地域別人口の推移

平成7年以降の地域別人口では、糸魚川地域、能生地域、青海地域ともに減少しています。

糸魚川地域は、平成7年に32,931人であったのが、平成27年では27,288人と5,643人(-17.14%)減少しています。

能生地域は、平成7年に11,334人であったのが、平成27年では8,542人と2,792人(-24.63%)減少しています。

青海地域は、平成7年に10,515人であったのが、平成27年では8,332人と2,183人(-20.76%)減少しています。

3地域の中では、能生地域の減少率が最も高くなっているとともに、能生地域及び青海地域の減少率は20%を超えています。

さらに人口減少が続けば、良好な居住環境を維持することが困難となるおそれがあります。

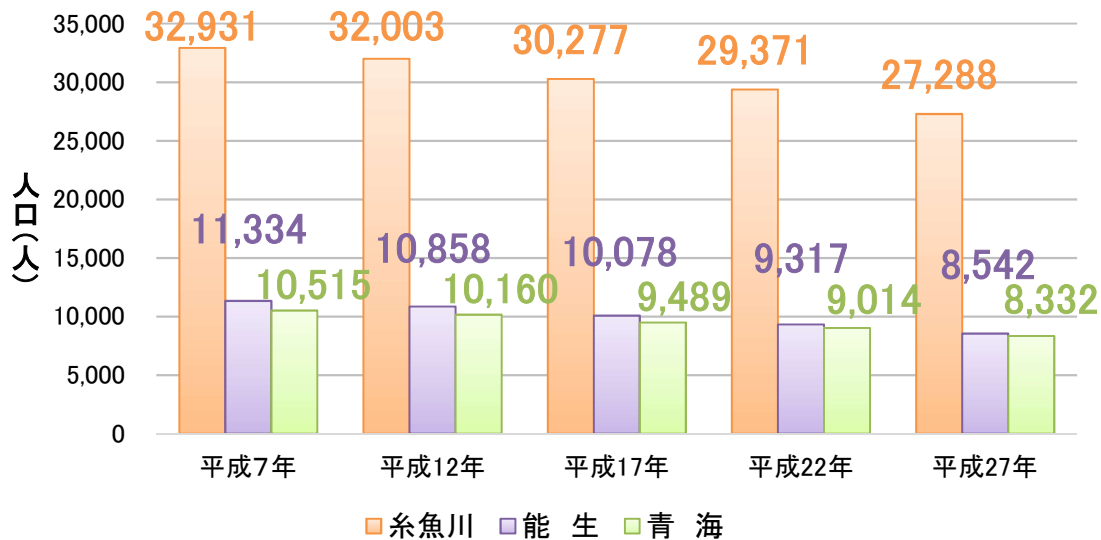


図 地域別人口の推移

表 地域別人口の推移

地域	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成7年～平成27年	
	人口(人)	人口(人)	人口(人)	人口(人)	人口(人)	増減数(人)	増減率(%)
糸魚川	32,931	32,003	30,277	29,371	27,288	-5,643	-17.14
能生	11,334	10,858	10,078	9,317	8,542	-2,792	-24.63
青海	10,515	10,160	9,489	9,014	8,332	-2,183	-20.76

資料：国勢調査

# 第1章 都市の現状と課題

## 3) 年齢別人口の推移

平成7年の年齢3区分別人口は、15歳未満の年少人口 8,101人（14.8%）、15歳から64歳の生産年齢人口 33,917人（61.9%）、65歳以上の老年人口 12,762人（23.3%）でした。

一方、平成27年における年齢3区分別人口の状況は、年少人口が4,816人（10.9%）、生産年齢人口が22,942人（52.0%）、老年人口が16,346人（37.1%）と平成22年から過去15年間で高齢化が進み、ほぼ3人に1人が65歳以上になっています。

また、年少人口、生産年齢人口は減少し、子どもや働き手である若者の減少が顕著となっており、このような少子高齢化が続けば、若者の減少による地域活力の低下、高齢化などによる地域コミュニティ\*の崩壊などをまねくおそれがあります。

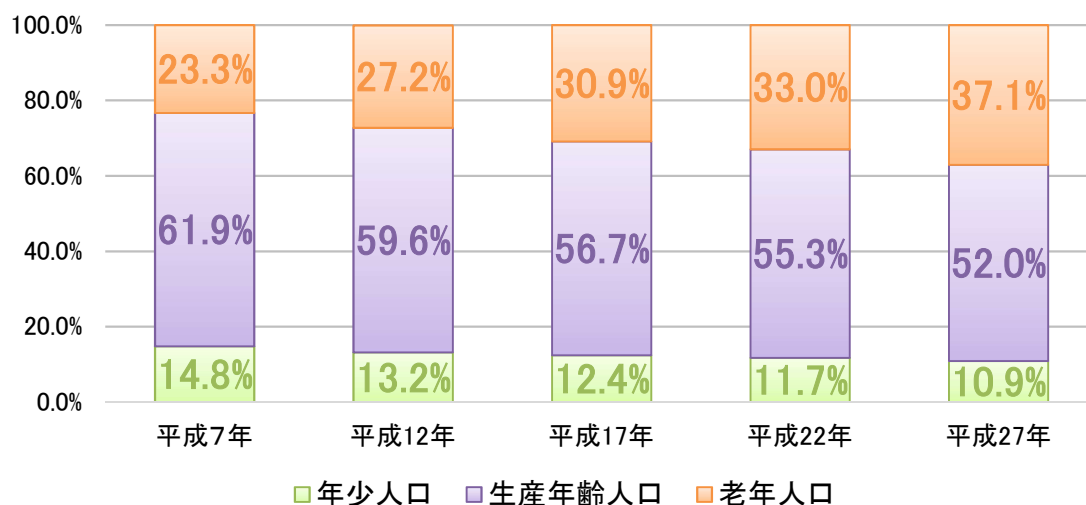


図 年齢別人口構成比率の推移

表 年齢別人口の推移

区分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
	人口(人)	人口(人)	人口(人)	人口(人)	人口(人)
年少人口 (15歳未満)	8,101 14.8%	6,983 13.2%	6,181 12.4%	5,591 11.7%	4,816 10.9%
生産年齢人口 (15~64歳)	33,917 61.9%	31,636 59.6%	28,284 56.7%	26,353 55.3%	22,942 52.0%
老年人口 (65歳以上)	12,762 23.3%	14,402 27.2%	15,379 30.9%	15,702 33.0%	16,346 37.1%
総人口	54,780 100.0%	53,021 100.0%	49,844 100.0%	47,646 100.0%	44,104 100.0%

資料：国勢調査、年齢不詳は含まず



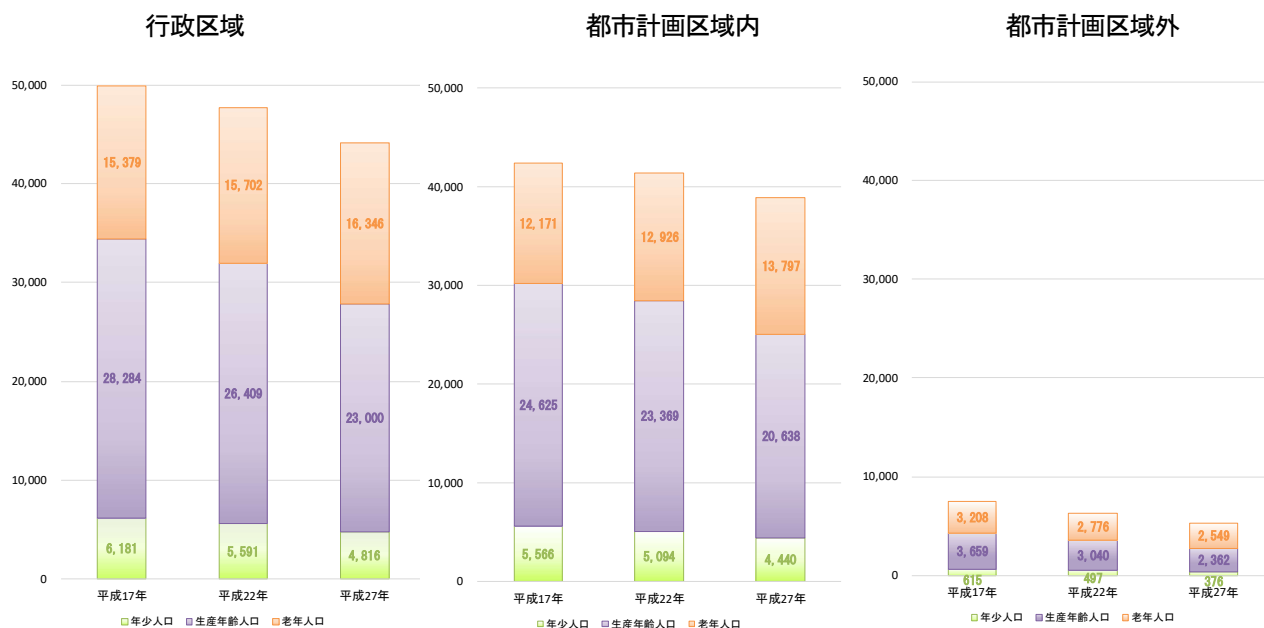
# 第1章 都市の現状と課題

行政区域に占める都市計画区域内人口比率は、各年齢とも増加しており、特に老年人口の増加率が高く、平成17年の79.1%から平成27年の84.4%と5.3ポイント増加しています。（総人口では3.0ポイント増加）

表 年齢別人口の推移（行政区域、都市計画区域）

区分		平成17年	平成22年	平成27年
		人口(人)	人口(人)	人口(人)
年少人口 (15歳未満)	行政区域	6,181 100.0	5,591 100.0	4,816 100.0
	都市計画区域内	5,566 90.1	5,094 91.1	4,440 92.2
	都市計画区域外	615 9.9	497 8.9	376 7.8
生産年齢人口 (15～64歳)	行政区域	28,284 100.0	26,409 100.0	23,000 100.0
	都市計画区域内	24,625 87.1	23,369 88.5	20,638 89.7
	都市計画区域外	3,659 12.9	3,040 11.5	2,362 10.3
老年人口 (65歳以上)	行政区域	15,379 100.0	15,702 100.0	16,346 100.0
	都市計画区域内	12,171 79.1	12,926 82.3	13,797 84.4
	都市計画区域外	3,208 20.9	2,776 17.7	2,549 15.6
総人口	行政区域	49,844 100.0	47,702 100.0	44,162 100.0
	都市計画区域内	42,362 85.0	41,389 86.8	38,875 88.0
	都市計画区域外	7,482 15.0	6,313 13.2	5,287 12.0

資料：国勢調査、年齢不詳は生産年齢人口に含む



# 第1章 都市の現状と課題

## 4) 人口動態の推移

平成19年から平成28年の10年間における人口動態を見ると、自然動態は、死亡数が出生数を常に上回っており、平成28年では約470人の自然減となっています。また、社会動態は、転出数が転入数を常に上回っており、平成28年では約160人の社会減となっています。過去10年間における人口動態の増減数については、約470～約790人の間で減少し、平成28年の減少数が634人となっています。

出生数の減少傾向及び転出超過は、過去10年間続いており、このままでは本市の人口を維持・回復させることは困難であり、定住・移住促進などの対策が急務となっています。

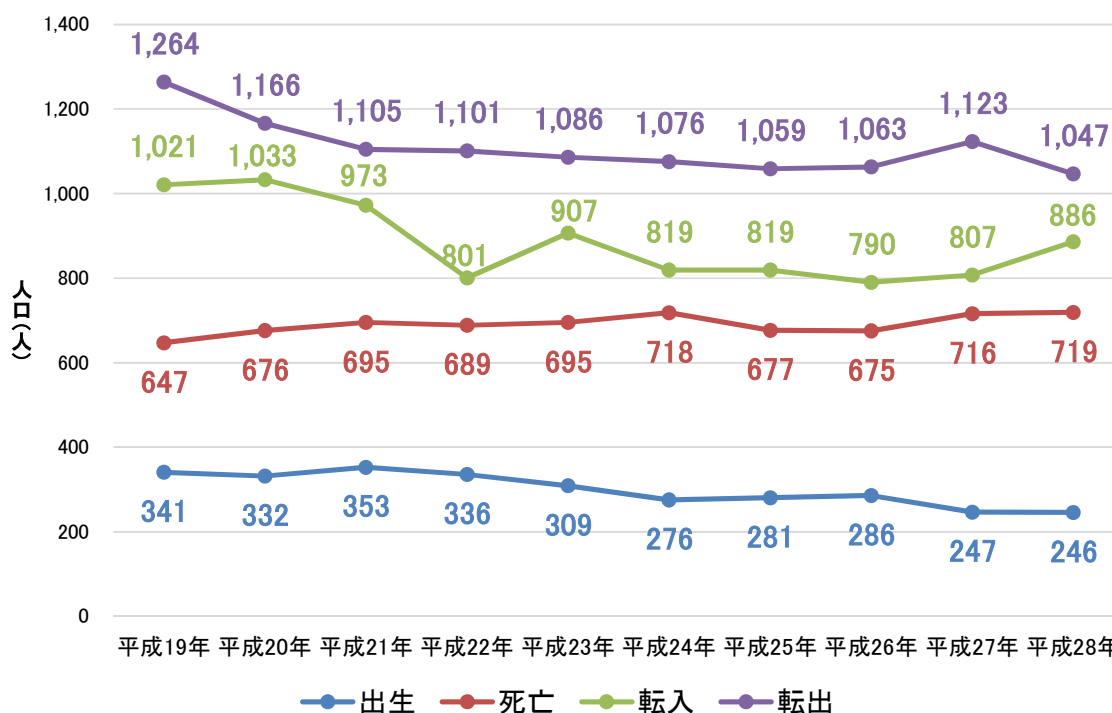


図 人口動態の推移

表 人口動態の推移

年次	自然動態 (人)			社会動態 (人)			増減数 (人)
	出生	死亡	自然増減	転入	転出	社会増減	
平成19年	341	647	-306	1,021	1,264	-243	-549
平成20年	332	676	-344	1,033	1,166	-133	-477
平成21年	353	695	-342	973	1,105	-132	-474
平成22年	336	689	-353	801	1,101	-300	-653
平成23年	309	695	-386	907	1,086	-179	-565
平成24年	276	718	-442	819	1,076	-257	-699
平成25年	281	677	-396	819	1,059	-240	-636
平成26年	286	675	-389	790	1,063	-273	-662
平成27年	247	716	-469	807	1,123	-316	-785
平成28年	246	719	-473	886	1,047	-161	-634

資料：人口移動調査

各年（各年とも、当該年の前年10月1日から該当年9月30日までの値）

## 5) 夜間・昼間人口、流出・流入別人口の推移

昼夜間人口比率を見ると、平成7年で98.4%、平成22年で99.0%と、ともに100%を下回っており流出超過ではあるものの、流出人口が少しずつ減少しているのに対し、平成17年までの流入人口は増加しており、転出超過の緩和がうかがえます。

また、平成22年において、流出人口が最も多いのは、上越市への1,260人（従業者1,019人、通学者241人）であり、次いで入善町への92人（全て従業者）、黒部市への85人（従業者84人、通学者1人）となっています。

一方、流入人口が最も多いのは、上越市からの900人（従業者734人、通学者166人）であり、次いで朝日町からの59人（全て従業者）、入善町からの44人（全て従業者）となっており、流出・流入ともに、特に上越市との関係性が強いほか、富山県新川地域の入善町、朝日町、黒部市との関係性も強いことがうかがえます。

本市は新潟県と富山県との県境に位置していることから、県内だけでなく、県境を越えた近隣市町を含む生活圏域が形成されていることが推測され、今後、産業活動や地域活動などの観点から連携を強化していくことが求められます。

表 夜間・昼間人口、流出・流入別人口

年次	夜間人口 (A)	昼間人口 (B)	流出人口 (C)	流入人口 (D)	昼夜間人口比率 (E)
	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)
平成7年	54,780	53,883	2,192	1,295	98.4
平成12年	53,021	52,322	2,129	1,430	98.7
平成17年	49,844	49,345	2,001	1,502	99.0
平成22年	47,702	47,248	1,840	1,386	99.0

資料：国勢調査

- (A) 夜間人口とは常住地による人口である。
- (B) 昼間人口とは (A) 夜間人口から (C) 従業・通学による流出人口を引き、(D) 従業・通学による流入人口を足したものである。(B) = (A) - (C) + (D)
- (E) 昼夜間人口比率は、(B) ÷ (A) × 100 で求められ、100 を超えていけば流入超過、100 を下回っていれば流出超過である。

# 第1章 都市の現状と課題

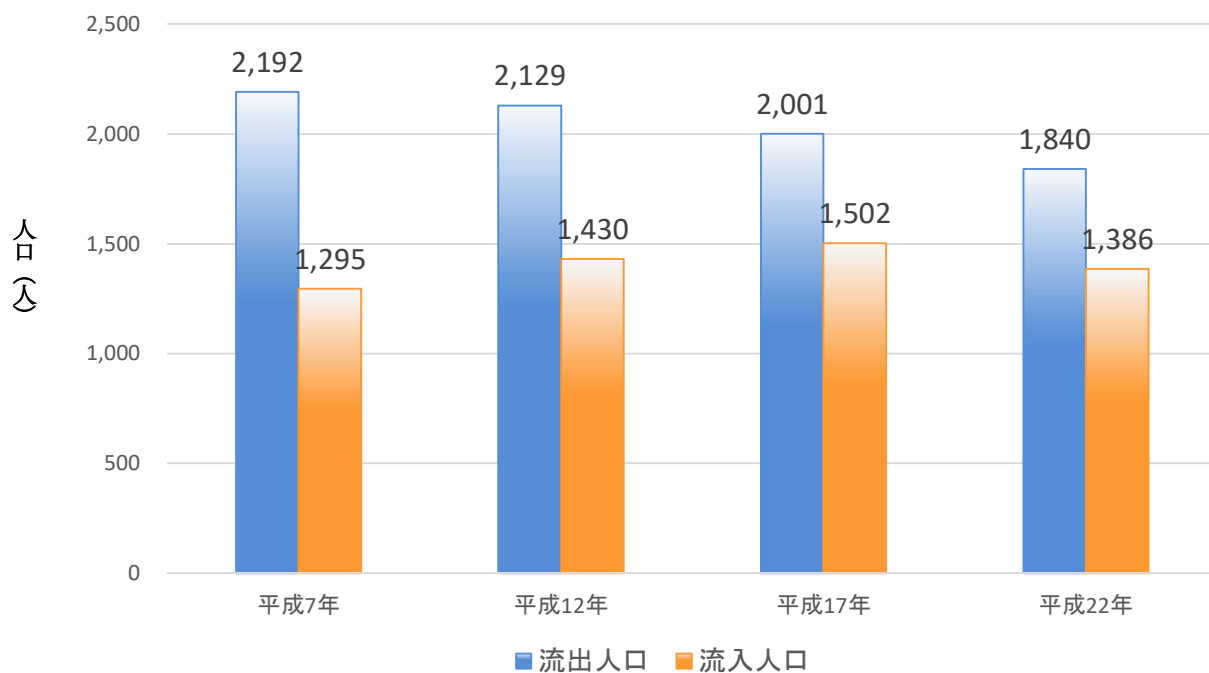
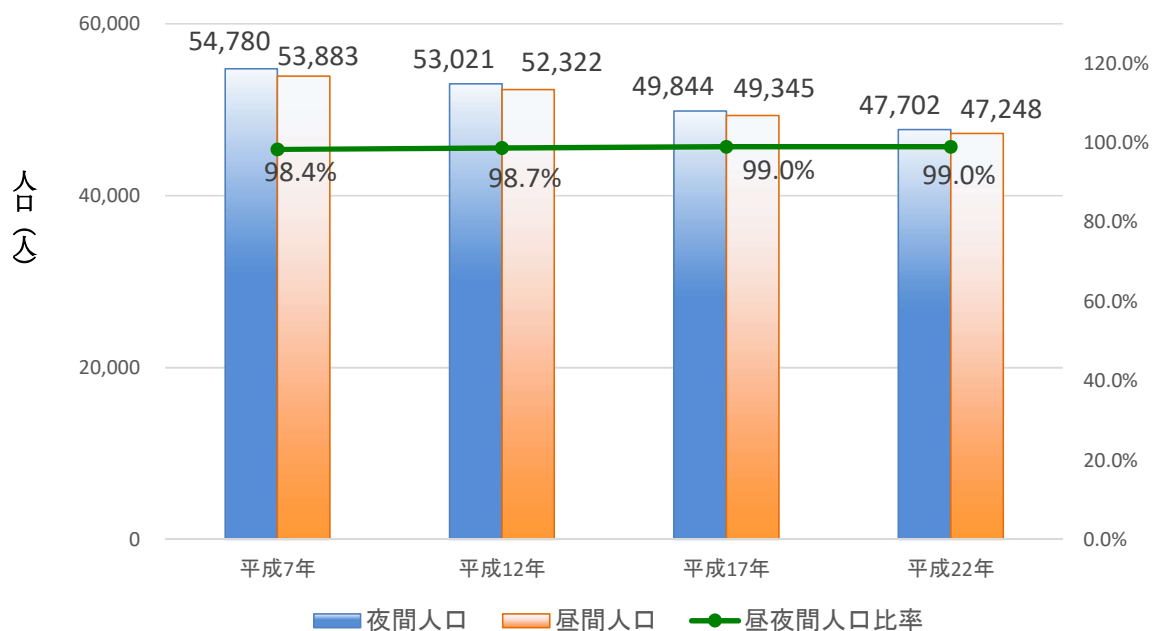


図 流出口・流入人口

# 第1章 都市の現状と課題

表 流出人口・流入人口の内訳

従業・通学地／常住地	流出人口			流入人口		
	総数	従業者	通学者	総数	従業者	通学者
	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)
<b>総数</b>	<b>1,840</b>	<b>1,527</b>	<b>313</b>	<b>1,386</b>	<b>1,206</b>	<b>180</b>
<b>新潟県</b>	<b>1,363</b>	<b>1,099</b>	<b>264</b>	<b>1,040</b>	<b>863</b>	<b>177</b>
新潟市	28	17	11	33	33	—
長岡市	23	16	7	13	12	1
柏崎市	11	8	3	20	18	2
妙高市	22	21	1	25	21	4
上越市	1,260	1,019	241	900	734	166
その他	19	18	1	49	45	4
<b>富山県</b>	<b>376</b>	<b>344</b>	<b>32</b>	<b>182</b>	<b>182</b>	<b>—</b>
富山市	62	50	12	36	36	—
魚津市	57	42	15	12	12	—
黒部市	85	84	1	15	15	—
入善町	92	92	0	44	44	—
朝日町	60	60	0	59	59	—
その他	20	16	4	16	16	—
<b>石川県</b>	<b>19</b>	<b>13</b>	<b>6</b>	<b>17</b>	<b>17</b>	<b>—</b>
金沢市	18	12	6	6	6	—
その他	1	1	0	11	11	—
<b>長野県</b>	<b>49</b>	<b>46</b>	<b>3</b>	<b>47</b>	<b>44</b>	<b>3</b>
小谷村	30	30	0	25	24	1
その他	19	16	3	22	20	2
<b>東京都</b>	<b>15</b>	<b>9</b>	<b>6</b>	<b>9</b>	<b>9</b>	<b>—</b>
<b>その他の都道府県</b>	<b>18</b>	<b>16</b>	<b>2</b>	<b>91</b>	<b>91</b>	<b>—</b>

資料：国勢調査（平成22年）

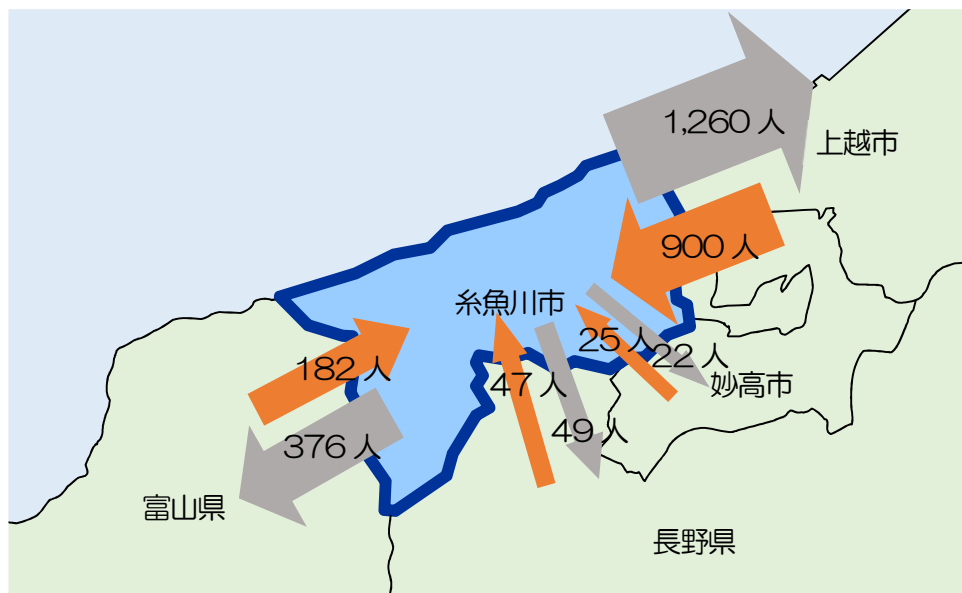


図 流出人口・流入人口の内訳

# 第1章 都市の現状と課題

## (2) 産業

### 1) 産業分類別就業者構成

平成 27 年の産業分類別就業者人口は、農業等に従事する第 1 次産業就業者人口は 1,269 人 (5.9%)、鉱業、建設業等に従事する第 2 次産業就業者人口は 7,636 人 (35.6%)、卸売・小売業・飲食店等に従事する第 3 次産業就業者人口は 12,529 人 (58.5%) であり、第 3 次産業に従事する人が過半数を占めています。一方、産業別生産額では第 2 次産業と第 3 次産業がほぼ半数を占めています。

平成 7 年から平成 27 年にかけて、構成比率では第 1 次産業は減少、第 2 次産業は増減を繰り返し、第 3 次産業は増加しており、産業構造の高度化が進んでいます。

表 産業分類別就業者構成

区 分	平成 7 年		平成 12 年		平成 17 年		平成 22 年		平成 27 年	
	就業者数 (人)	構成比 (%)	就業者数 (人)	構成比 (%)	就業者数 (人)	構成比 (%)	就業者数 (人)	構成比 (%)	就業者数 (人)	構成比 (%)
農業	2,961	10.1	1,977	7.3	1,808	7.3	1,230	5.3	1,067	5.0
林業・狩猟業	21	0.1	35	0.1	11	0.0				
漁業・水産養殖業	409	1.4	339	1.2	294	1.2	244	1.1	202	0.9
<b>第 1 次産業計</b>	<b>3,391</b>	<b>11.6</b>	<b>2,351</b>	<b>8.6</b>	<b>2,113</b>	<b>8.5</b>	<b>1,474</b>	<b>6.4</b>	<b>1,269</b>	<b>5.9</b>
鉱業	135	0.5	137	0.5	112	0.5	104	0.5	71	0.3
建設業	5,455	18.6	4,969	18.2	4,065	16.4	3,774	16.3	3,184	14.9
製造業	6,220	21.1	5,569	20.4	5,035	20.4	4,813	20.8	4,381	20.4
<b>第 2 次産業計</b>	<b>11,810</b>	<b>40.2</b>	<b>10,675</b>	<b>39.1</b>	<b>9,212</b>	<b>37.3</b>	<b>8,691</b>	<b>37.6</b>	<b>7,636</b>	<b>35.6</b>
電気・ガス・熱供給・水道業	226	0.8	168	0.6	167	0.7	177	0.8	170	0.8
運輸・通信業	1,971	6.7	1,813	6.7	1,236	5.0	1,250	5.4	1,117	5.2
卸売・小売業・飲食店	4,591	15.7	4,578	16.8	3,494	14.1	3,259	14.1	2,842	13.3
金融・保険業	482	1.6	402	1.5	351	1.4	339	1.5	301	1.4
不動産業	50	0.2	50	0.2	60	0.2	167	0.7	160	0.7
サービス業	5,939	20.2	6,358	23.4	7,280	29.5	7,015	30.3	7,206	33.7
公務	872	3.0	856	3.1	805	3.3	736	3.2	733	3.4
<b>第 3 次産業計</b>	<b>14,131</b>	<b>48.2</b>	<b>14,225</b>	<b>52.3</b>	<b>13,393</b>	<b>54.2</b>	<b>12,943</b>	<b>56.0</b>	<b>12,529</b>	<b>58.5</b>
<b>合 計</b>	<b>29,332</b>	<b>100.0</b>	<b>27,251</b>	<b>100.0</b>	<b>24,718</b>	<b>100.0</b>	<b>23,108</b>	<b>100.0</b>	<b>21,434</b>	<b>100.0</b>

資料：国勢調査、分類不能を含まず

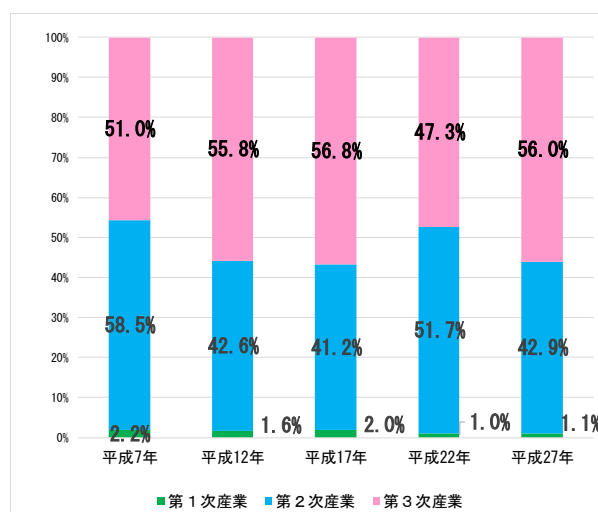
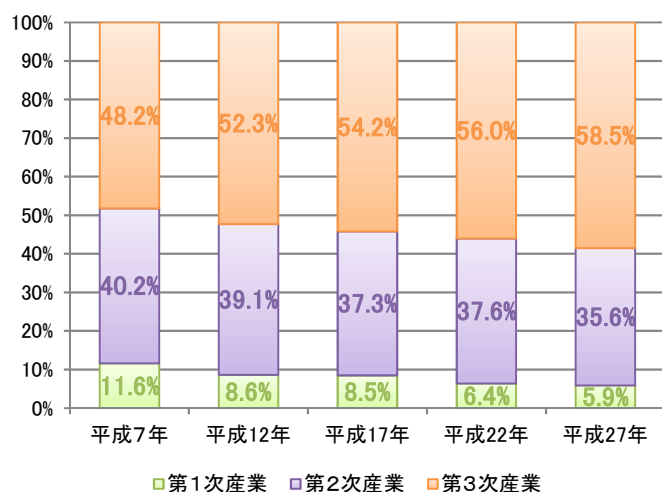
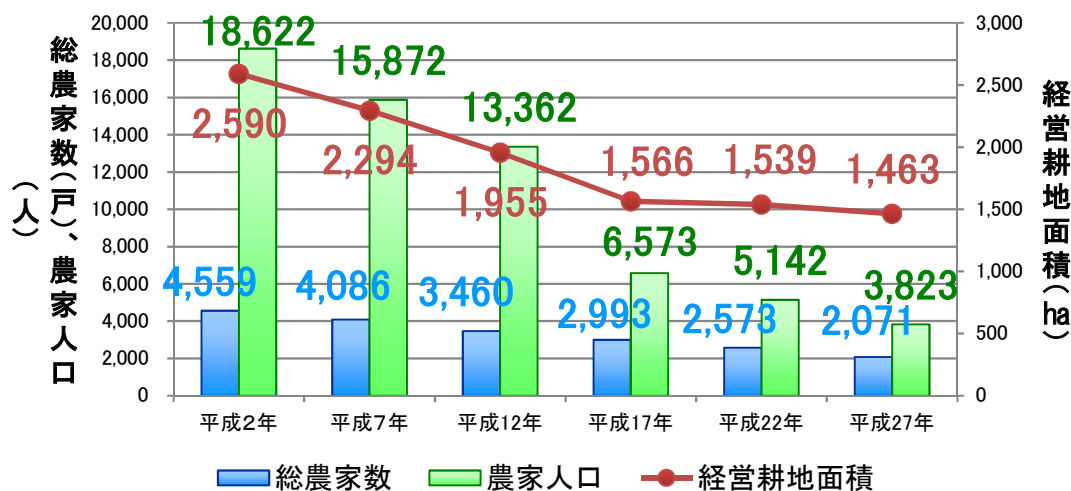


図 産業分類別就業者構成比率・総生産額の推移

## 2) 農業

総農家数は平成2年の4,559戸から平成27年の2,071戸と2,488戸(-54.6%)減少しており、同じく、農家人口は18,622人から3,823人と14,799人(-79.5%)減少しています。また、経営耕地面積は、2,590haから1,463haと1,127ha(-43.5%)減少しています。これらは農業従事者の減少や高齢化などが要因の一つと考えられ、このままでは農業の衰退が懸念されます。

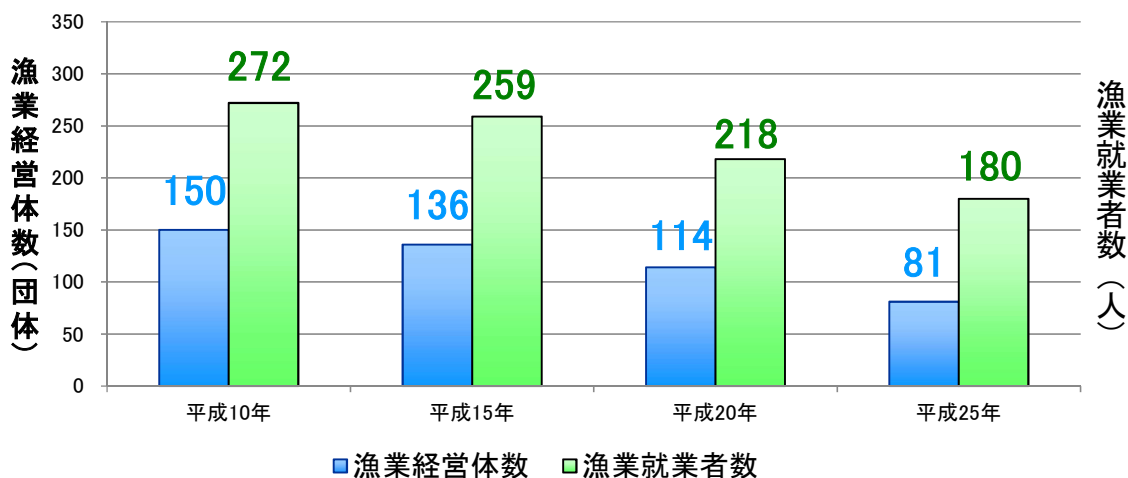


資料：農業センサス（1995年（平成7年））、農林業センサス（2005年（平成17年）、2015年（平成27年））  
世界農林業センサス（1990年（平成2年）、2000年（平成12年）、2010年（平成22年））

図 農業の推移

## 3) 漁業

漁業経営体数は平成10年の150団体から平成25年の81団体と69団体(-46.0%)減少しており、同じく、漁業就業者数は272人から180人と92人(-33.8%)減少しています。これらは後継者不足、漁業資源の減少などが要因の一つと考えられ、このままでは漁業の衰退が懸念されます。



資料：漁業センサス（第10次漁業センサス（平成10年調査）、2003年漁業センサス（平成15年調査）、2008年漁業センサス（平成20年調査）、2013年漁業センサス（平成25年調査））

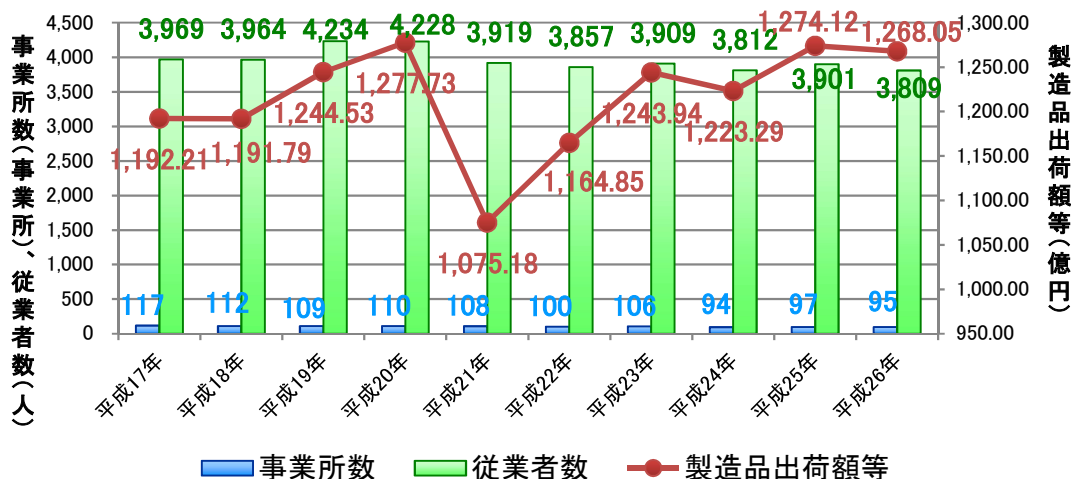
図 漁業の推移

# 第1章 都市の現状と課題

## 4) 工業

事業所数（従業員4人以上）は、平成17年の117事業所をピークに減少傾向を示し、平成26年では95事業所となっており、従業者数は、平成19年の4,234人をピークに減少傾向を示し、平成26年では3,809人となっています。

製造品出荷額等は、平成20年のリーマン・ショック※、平成23年の東日本大震災などの影響による落ち込みが推測されるものの、平成26年では、平成20年、平成25年に次いで多い1,268.05億円と回復の兆しはうかがえますが、今後も世界経済の変動による影響を最小限に抑えながら、都市活動を支える工業振興が求められます。

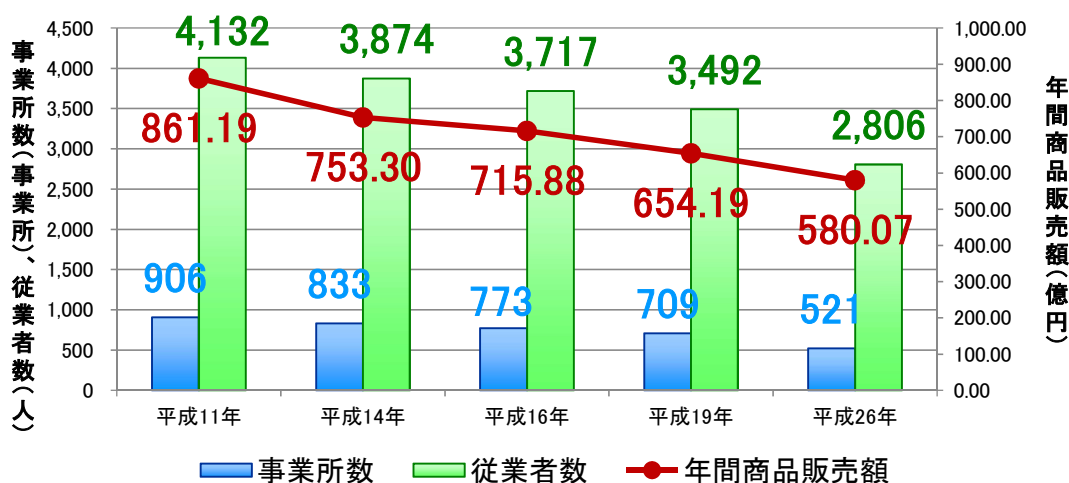


資料：工業統計調査 ※従業員4人以上の事業所

図 工業の推移

## 5) 商業

事業所数は平成11年の906事業所から平成26年の521事業所と385事業所(-42.5%)減少しており、同じく、従業者数は4,132人から2,806人と1,326人(-32.1%)減少、年間商品販売額は861.19億円から580.07億円と281.12億円(-32.6%)減少しています。これらは近隣都市への消費者の流出、ネット販売の利用増などが要因の一つと考えられ、このままでは中心市街地・商店街の衰退が懸念されます。



資料：商業統計調査

図 商業の推移



## (3) 法適用状況

### 1) 都市計画の状況

本市では、糸魚川都市計画区域が指定（最終決定平成 19 年 10 月 30 日）されており、現在、その区域面積は約 9,529ha（行政区域面積 74,624ha の 12.8%）となっています。

また、非線引き用途地域<sup>\*</sup>が指定（最終決定平成 25 年 4 月 1 日）されており、現在、その区域面積は約 1,048.7ha（都市計画区域面積の 11.0%）となっています。

用途地域<sup>\*</sup>については、住居系用途地域が 4 地域（第 1 種・第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、準住居地域）で約 512.7ha（用途地域面積の 48.9%、以下同様）、商業系用途地域が 2 地域（近隣商業地域、商業地域）で約 40ha（3.8%）、工業系用途地域が 3 地域（準工業地域、工業地域、工業専用地域）で約 496ha（47.3%）指定されています。

用途地域について、新潟県の面積構成比（平均）は住居系で約 6 割、商業系で約 1 割、工業系で約 3 割であり、本市では工業系用途地域の面積割合が高くなっています。

今後は、将来の人口減少などに対応するためのコンパクトなまちづくりに向けて、適正な地域地区のあり方検討が求められます。

表 都市計画の指定状況（地域地区）

地域・地区	面積 (ha)	構成比 (%)	建蔽率 (%)	容積率 (%)	最終決定年月日
<b>都市計画区域</b>	<b>9,529</b>	—	—	—	H19. 10. 30
第 1 種低層住居専用地域	—	—	—	—	H25. 04. 01
第 2 種低層住居専用地域	—	—	—	—	
第 1 種中高層住居専用地域	134	1.4	60	200	
第 2 種中高層住居専用地域	20	0.2	60	200	
第 1 種住居地域	16	0.2	80	200	
	333	3.5	60	200	
第 2 種住居地域	—	—	—	—	
準住居地域	9.7	0.1	60	200	
<b>(住居系計)</b>	<b>512.7</b>	<b>5.4</b>	—	—	
近隣商業地域	19	0.2	80	200	
商業地域	21	0.2	80	400	
<b>(商業系計)</b>	<b>40</b>	<b>0.4</b>	—	—	
準工業地域	148	1.6	60	200	
工業地域	222	2.3	60	200	
工業専用地域	126	1.3	60	200	
<b>(工業系計)</b>	<b>496</b>	<b>5.2</b>	—	—	
<b>用途地域</b>	<b>1,048.7</b>	<b>11.0</b>	—	—	
<b>準防火地域</b>	<b>88.0</b>	—	—	—	H19. 10. 30
<b>防災街区整備地区計画</b>	<b>17.8</b>	—	—	—	H30. 1. 22

資料：糸魚川市資料（平成 28 年 3 月 31 日現在）

# 第1章 都市の現状と課題

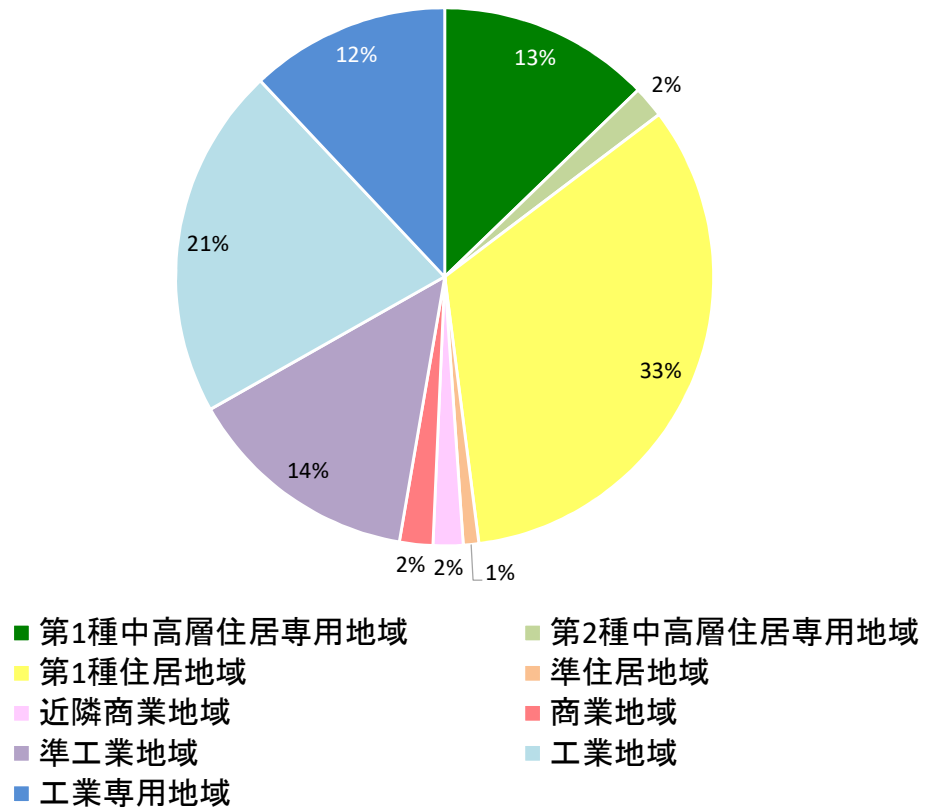


図 用途地域\*の面積割合

# 第1章 都市の現状と課題

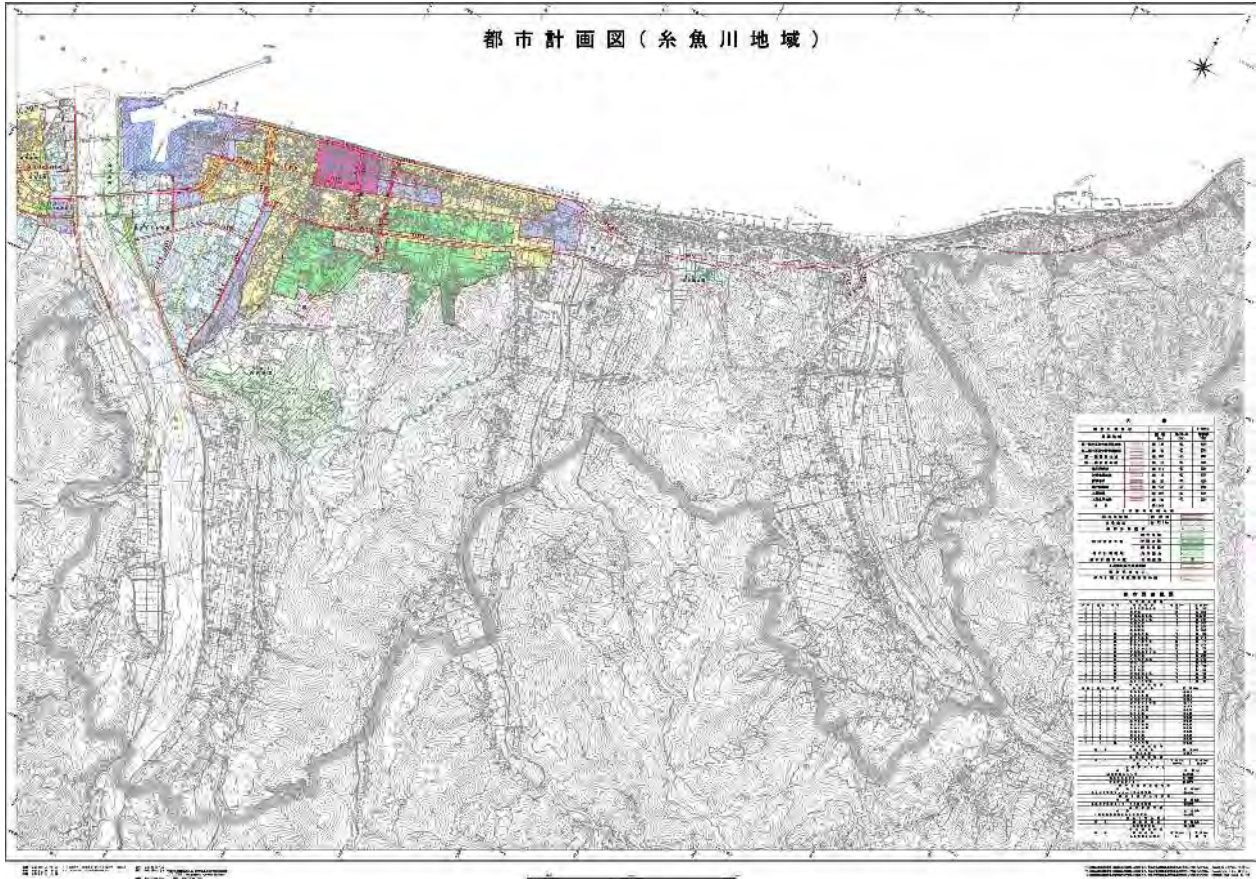


図 都市計画図（糸魚川地域）

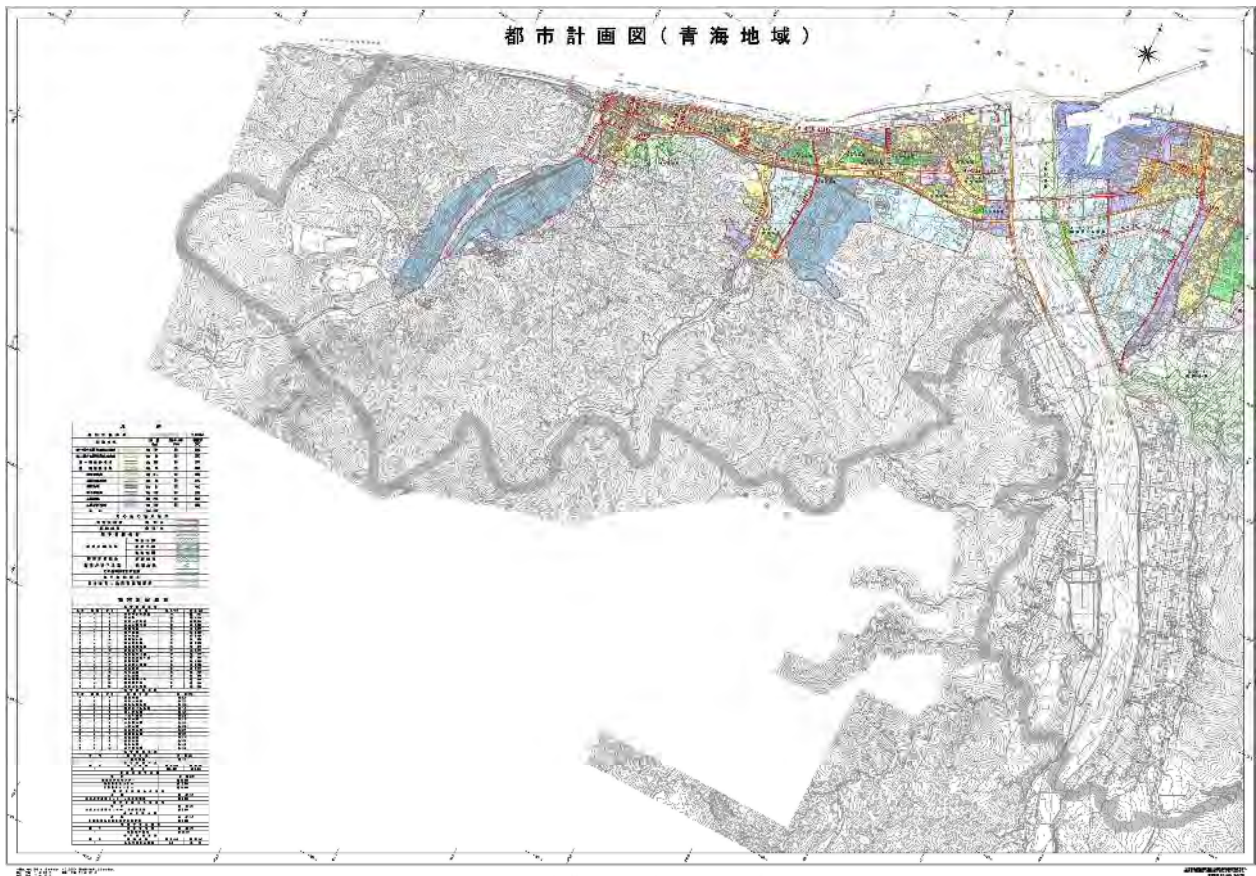


図 都市計画図（青海地域）

# 第1章 都市の現状と課題



図 都市計画図(能生地域)

凡 例			
都市計画区域			9,529ha
用途地域	面積 (ha)	適べい率 (%)	容積率 (%)
第一種中高層住居専用地域	約 134	60	200
第二種中高層住居専用地域	約 20	60	200
第一種住居地域	約 333	60	200
第一種住居地域	約 16	80	200
準住居地域	約 9.7	60	200
近隣商業地域	約 19	80	200
商業地域	約 21	80	400
準工業地域	約 148	60	200
工業地域	約 222	60	200
工業専用地域	約 126	60	200
合計	約1,049		
その他の地域地区			
準防火地域	約 88 ha		
臨港地区	約 32.1 ha		
防災街区整備地区計画	約 17.8 ha		
都市計画道路			
都市計画公園	総合公園		
	近隣公園		
都市計画緑地	河岸緑地		
都市計画下水道	処理施設		
その他の都市計画施設			
都市計画河川			
都市計画土地区画整理事業			

都市計画施設					
都市計画道路					
区分	規模	番号	路線名称	幅員(m)	延長(m)
3	4	1	糸魚川停車場線	20	約 300
3	4	2	港南線	20	約 1,940
3	4	3	青野天和川線	19	約 12,750
3	4	4	中央通り線	18	約 4,030
3	4	6	坂倉川線	16	約 1,030
3	6	8	松本街道	11	約 2,420
3	6	9	南本町線	12	約 1,340
3	4	10	機庫敷東線	12	約 600
3	4	11	港南明堂線	16	約 1,140
3	3	12	糸魚川駅南線	23	約 270
3	3	13	青野通り線	22	約 2,870
3	4	14	名引堂の上線	20	約 270
3	4	15	青海駅前通り線	18	約 150
3	4	16	青海川線	16	約 1,020
3	5	17	八久保中園線	12	約 2,780
3	5	18	福栄口線	12	約 1,270
3	4	19	名引山線	16	約 720
3	5	21	八久保線	12	約 400
3	5	22	市内名引山線	12	約 100
3	4	23	須沢通り線	16	約 460
3	5	24	名引山2号線	12	約 780
都市計画公園					
区分	規模	番号	公園名称	面積(ha)	
5	6	1	兼山公園	約 59.2	
5	5	2	名引山公園	約 13.8	
5	5	3	能生海洋公園	約 15.5	
3	3	1	堀川さくら公園	約 1.0	
3	2	2	桜ヶ丘公園	約 0.9	
2	2	1	イカリ公園	約 0.26	
2	2	2	名引公園	約 0.19	
2	2	3	八久保公園	約 0.22	
2	2	4	大塚公園	約 0.39	
2	2	5	ぬな川公園	約 0.24	
2	2	6	山源社公園	約 0.24	
2	2	7	高松公園	約 0.18	
2	2	8	須沢公園	約 0.69	
2	2	9	角地公園	約 0.40	
2	2	10	八千川公園	約 0.46	
都市計画緑地					
番号	緑地名	面積(ha)			
1	堀川公園	約 15.8			
都市計画河川					
番号	河川名称	幅員(m)	延長(m)		
1	堀川	293~492	約 6,400		
都市計画下水道					
名称		面積(m <sup>2</sup> )			
糸魚川浄化センター		約 38,200			
能生浄化センター		約 7,300			
青海浄化センター		約 12,040			
都市計画汚物処理場		面積(m <sup>2</sup> )			
糸魚川市清掃センターし尿処理施設		約 6,100			
都市計画ごみ焼却場		面積(m <sup>2</sup> )			
糸魚川市清掃センターごみ処理施設		約 11,200			
名称		面積(m <sup>2</sup> )			
上越漁業協同組合地方卸売市場		約 4,000			
都市計画火葬場		面積(m <sup>2</sup> )			
火葬場名称		面積(m <sup>2</sup> )			
1	糸魚川市斎場	約 13,000			
都市計画道路					
番号	道路名称	幅員(m)	延長(m)		
1	糸魚川駅前通	6.0	約 70		

# 第1章 都市の現状と課題

## 2) その他の法適用状況

その他の法適用状況としては、農振法に基づく農業振興地域が約 33,027ha、森林法に基づく保安林区域が約 33,458ha、地域森林計画区域が約 48,198ha などが指定されています。

都市を取り巻く本市の豊かな自然環境などを保全するため、都市計画に基づく地域地区の指定とあわせて、適正な地域地区のあり方検討が求められます。

表 その他の法適用状況

地域・地区	指定または許可年月日	面積 (ha)	指定単位	根拠法
農業振興地域	S46. 10. 4	21, 160	糸魚川地域	農振法
	S48. 7. 18	1, 588	青海地域	
	S47. 10. 19	10, 279	能生地域	
保安林区域	H28. 12. 13	33, 458	—	森林法
地域森林計画区域	H28. 4. 1	48, 198	上越森林計画区	〃
自然環境保全地域	S49. 7. 9	599	銚ヶ岳・権現岳	新潟県自然環境保全条例
	S59. 3. 30	87	マイコミ平	
	S63. 8. 9	5	金山谷	

資料：糸魚川市資料（平成 28 年 4 月 1 日現在）

## 3) 条例等

都市計画に関する条例等として、本市において公布、決定されたものとして、「糸魚川市都市計画法施行細則」、「糸魚川市開発指導要綱」などがあります。

今後も、コンパクトなまちづくりに向けて、無秩序な開発を抑制し、適正な開発を誘導する必要があります。

表 都市計画に関する条例等

決定主体	条例、要綱等の名称	公布、決定年月日		対象範囲
		当初	最終	
市	糸魚川市都市計画法施行細則	H17. 3. 19		都市計画区域内
市	糸魚川市開発指導要綱	H17. 3. 19	H18. 3. 1	行政区域内
市	糸魚川駅北地区防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例	H30. 1. 22		左記地区計画※において定められた特定建築物地区整備計画の区域

資料：糸魚川市資料

# 第1章 都市の現状と課題

## 2-4 土地利用・都市施設整備状況

### (1) 土地利用状況

土地利用状況については、山林の面積が最も多く全体の約6割近くとなっています。次いで農地の割合が高く、その大部分は田となっています。宅地の割合は約1割で半分以上が住宅用地となっています。

用途地域<sup>\*</sup>指定区域では、住宅地の割合が最も多く、次いで工業用地が同程度の土地利用面積となっており、大規模工業用地を抱える本市の特徴を示しています。

自然的土地利用割合は、約8割、都市的土地利用割合は約2割となっています。

今後は、将来の人口減少などに即したコンパクトなまちづくりを進めるとともに、都市を取り巻く本市の豊かな自然環境などを保全するため、適正な土地利用の誘導が求められます。

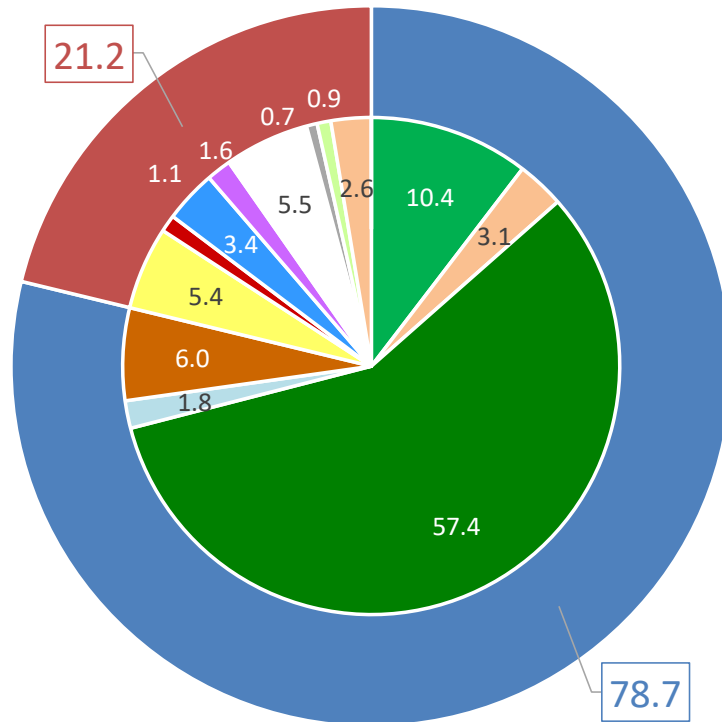
表 土地利用別面積（都市計画区域内）

市街地区分		用途地域 指定区域 (ha)	用途地域 指定外区域 (ha)	合計 (ha)	合計 (%)	
自然的土地利用	農地	田	83.1	907.3	990.4	10.4
		畑	44.1	247.8	291.9	3.1
		小計	127.2	1,155.1	1,282.3	13.5
	山林		52.3	5,414.9	5,467.2	57.4
	水面		4.6	170.5	175.1	1.8
	その他の自然地		32.4	540.2	572.6	6.0
	小計		216.5	7,280.7	7,497.2	78.7
都市的土地利用	宅地	住宅用地	236.3	281.7	518.0	5.4
		商業用地	63.7	42.1	105.8	1.1
		工業用地	217.6	103.4	321.0	3.4
		小計	517.6	427.2	944.8	9.9
	公益施設用地		65.4	91.7	157.1	1.6
	道路用地		159.8	366.4	526.2	5.5
	交通施設用地		24.1	41.7	65.8	0.7
	公共用地		14.2	75.1	89.3	0.9
	その他公的施設用地		0.0	0.0	0.0	0.0
	その他の空地		51.4	197.2	248.6	2.6
小計		832.5	1,199.3	2,031.8	21.3	
合計		1,049.0	8,480.0	9,529.0	100.0	
可住地		544.0	1,767.8	2,311.8	24.3	
非可住地		505.0	6,712.2	7,217.2	75.7	

資料：糸魚川市資料

注：非可住地は、「山林」、「水面」、「その他自然地」、「道路用地」、「交通施設用地」、「公共用地」、「その他の公的施設用地」、「工業用地(工業専用地域)」とする。

注：合計の比率は四捨五入の関係で100.0%とはならない。



- |   |  |
|---|--|
| <span style="color: red;">■</span> 都市的土地利用          | <span style="color: blue;">■</span> 自然的土地利用  |
| <span style="color: yellow;">■</span> 住宅用地          | <span style="color: green;">■</span> 田       |
| <span style="color: red;">■</span> 商業用地             | <span style="color: orange;">■</span> 畑      |
| <span style="color: blue;">■</span> 工業用地            | <span style="color: darkgreen;">■</span> 山林  |
| <span style="color: purple;">■</span> 公益施設用地        | <span style="color: lightblue;">■</span> 水面  |
| <span style="color: gray;">■</span> 道路用地            | <span style="color: brown;">■</span> その他の自然地 |
| <span style="color: gray;">■</span> 交通施設用地          |  |
| <span style="color: lightgreen;">■</span> 公共用地      |  |
| <span style="color: lightgreen;">■</span> その他公的施設用地 |  |
| <span style="color: orange;">■</span> その他の空地        |  |

図 土地利用別面積

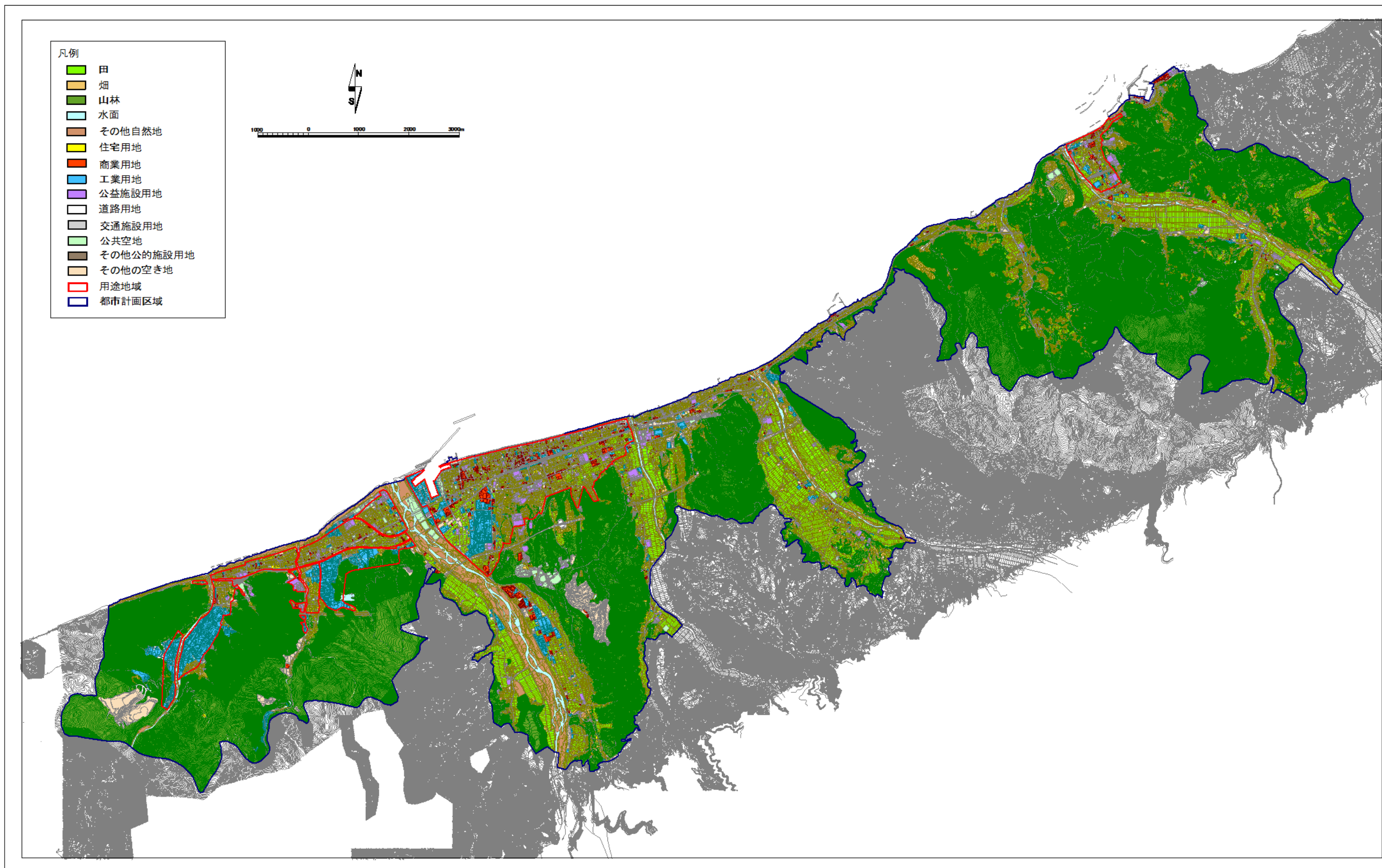


図 土地利用状況図



# 第1章 都市の現状と課題

## (2) 農地転用状況

農地転用状況については、平成23年度に大きく減少している以外は大きな変動はみられません。用途地域\*指定区域では、住宅用地や商業用地への転用が多くなっている一方で、工業用地への転用をはじめ、用途地域指定外区域での開発が多くなっており、市街地の拡大傾向が懸念されます。

表 農地転用状況

区分	住宅用地		商業用地		工業用地		公共用地		その他		
	件数(件)	面積(m <sup>2</sup> )	件数(件)	面積(m <sup>2</sup> )	件数(件)	面積(m <sup>2</sup> )	件数(件)	面積(m <sup>2</sup> )	件数(件)	面積(m <sup>2</sup> )	
用途地域指定区域	平成19年度	58	10,926	8	4,469	5	736	10	417	120	29,326
	平成20年度	49	12,722	5	564	2	487	7	1,046	118	28,340
	平成21年度	61	16,008	-	-	-	-	7	773	63	28,341
	平成22年度	37	8,952	50	14,962	-	-	-	-	27	4,444
	平成23年度	14	3,988	-	-	-	-	-	-	8	1,328
	平成24年度	56	11,899	5	2,832	-	-	-	-	33	17,017
	平成25年度	55	13,553	7	1,210	4	1,927	20	586	35	6,700
	平成26年度	34	9,870	-	-	3	366	-	-	31	19,592
	平成27年度	42	11,238	-	-	1	677	-	-	58	24,276
	合計	406	99,156	75	24,037	15	4,193	44	2,822	493	159,364
用途地域指定外区域	平成19年度	17	4,556	-	-	58	12,812	63	30,134	328	92,008
	平成20年度	30	7,118	-	-	-	-	5	2,762	146	48,007
	平成21年度	24	5,988	2	405	-	-	-	-	57	15,538
	平成22年度	18	3,564	-	-	-	-	9	1,510	74	31,435
	平成23年度	1	725	-	-	-	-	1	31	-	-
	平成24年度	22	3,877	-	-	8	6,631	6	1,883	36	10,271
	平成25年度	29	4,246	1	429	-	-	1	20	22	3,941
	平成26年度	14	1,886	-	-	1	23	7	9,860	30	5,967
	平成27年度	22	3,803	3	954	4	991	1	751	55	12,733
	合計	177	35,763	6	1,788	71	20,457	93	46,951	748	219,900
都市計画区域外	平成19年度	-	-	-	-	4	1,406	-	-	70	21,132
	平成20年度	8	538	-	-	-	-	-	-	16	4,473
	平成21年度	2	564	-	-	-	-	-	-	-	-
	平成22年度	4	578	-	-	-	-	-	-	37	13,742
	平成23年度	2	569	-	-	-	-	-	-	40	9,937
	平成24年度	6	737	-	-	-	-	-	-	38	9,642
	平成25年度	1	277	6	1,506	-	-	5	315	11	2,278
	平成26年度	8	448	3	2,056	-	-	10	814	11	2,293
	平成27年度	5	324	-	-	-	-	-	-	53	11,953
	合計	36	4,035	9	3,562	4	1,406	15	1,129	276	75,450
合計	平成19年度	75	15,482	8	4,469	67	14,954	73	30,551	518	142,466
	平成20年度	87	20,378	5	564	2	487	12	3,808	280	80,820
	平成21年度	87	22,560	2	405	-	-	7	773	120	43,879
	平成22年度	59	13,094	50	14,962	-	-	9	1,510	138	49,621
	平成23年度	17	5,282	-	-	-	-	1	31	48	11,265
	平成24年度	84	16,513	5	2,832	8	6,631	6	1,883	107	36,930
	平成25年度	85	18,076	14	3,145	4	1,927	26	921	68	12,919
	平成26年度	56	12,204	3	2,056	4	389	17	10,674	72	27,852
	平成27年度	69	15,365	3	954	5	1,668	1	751	166	48,962
	合計	619	138,954	90	29,387	90	26,056	152	50,902	1,517	454,714

資料：系魚川市資料

# 第1章 都市の現状と課題

## (3) 道路

本市では、日本海沿いを一般国道8号（以降、一般国道は国道と示す）が、姫川沿いを国道148号が走っており、他都市との広域的な連携を担う幹線道路となっています。また、国道8号と連絡し、本市の主要河川に沿って南北には県道、市道が縦断しています。

国道8号糸魚川東バイパスの整備が着実に進められており、平成22年3月には梶屋敷～大和川間、平成27年5月には大和川～押上間が開通しています。

一方、都市計画道路の指定については、21路線、延長36,440mが都市計画で定められています。昭和63年から整備を進めてきた3.4.4中央大通り線が平成26年12月に全線開通しているほか、平成29年3月31日現在における都市計画道路の整備状況は、都市計画決定されている21路線、計画延長36,440mのうち、完成済延長は29,360m（完成率80.6%）であり、14路線は全線が完成済となっています。

一方、3.4.10梶屋敷東線、3.5.18福来口線の2路線は全線が未着手であるほか、3.4.2港南線、3.4.11港南明星線、3.5.17八久保中脇線、3.5.21八久保線の4路線は未着手区間があり、限られた財源の中で、選択と集中による整備のあり方の検討が求められます。

表 都市計画道路の現況

No	路線番号	路線名	車線数	幅員(m)	延長(m)	完成済延長(m)	完成率(%)	暫定完成延長(m)	事業中延長(m)	未着手延長(m)	決定年月日	最終決定年月日
1	3.4.1	糸魚川停車場線	2	20	300	300	100.0	0	0	0	S32.03.30	H25.12.10
2	3.4.2	港南線	2	20	1,940	1,350	69.6	0	0	590	S44.02.04	H19.10.30
3	3.4.3	青海大和川線	4	19	12,750	9,510	74.6	3,100	3,240	0	S32.03.30	H19.10.30
4	3.4.4	中央大通り線	2	18	4,050	4,050	100.0	0	0	0	S44.02.04	H19.10.30
5	3.4.6	奴奈川線	2	16	1,030	1,030	100.0	0	0	0	S44.02.04	H25.12.10
6	3.6.8	松本街道	2	11	2,420	2,420	100.0	0	0	0	S32.03.30	H19.10.30
7	3.6.9	南本町線	2	12	1,340	1,340	100.0	0	0	0	S32.03.30	H19.10.30
8	3.4.10	梶屋敷東線	2	12	600	0	0.0	280	0	600	H02.04.10	H19.10.30
9	3.4.11	港南明星線	2	16	1,140	790	69.3	0	0	350	H06.07.01	H19.10.30
10	3.3.12	糸魚川駅南線	2	23	270	270	100.0	0	0	0	H15.10.31	
11	3.3.13	青海通り線	2	22	2,670	2,670	100.0	0	0	0	S40.09.24	H19.10.30
12	3.4.14	名引宮の上線	2	20	270	270	100.0	0	0	0	S40.09.24	H19.10.30
13	3.4.15	青海駅前通り線	2	18	150	150	100.0	0	0	0	S40.09.24	H19.10.30
14	3.4.16	青海川線	2	16	1,020	1,020	100.0	0	0	0	S40.09.24	H25.12.10
15	3.5.17	八久保中脇線	2	12	2,760	1,920	69.6	0	0	840	S40.09.24	H19.10.30
16	3.5.18	福来口線	2	12	1,270	0	0.0	0	0	1,270	S40.09.24	H25.12.10
17	3.4.19	名引山線	2	16	720	720	100.0	0	0	0	S40.09.24	H25.12.10
18	3.5.21	八久保線	2	12	400	210	52.5	0	0	190	S40.09.24	H19.10.30
19	3.5.22	村内名引山線	2	12	100	100	100.0	0	0	0	S40.09.24	H25.12.10
20	3.4.23	須沢通り線	2	16	460	460	100.0	0	0	0	S60.08.30	H19.10.30
21	3.5.24	名引山2号線	2	12	780	780	100.0	0	0	0	H25.12.10	
合計		路線数21	—	—	36,440	29,360	80.6	3,380	3,240	3,840	—	—

資料：新潟県の都市計画（資料編）（平成29年版）

注：暫定完成延長：暫定2車線、片側歩道等により暫定供用している道路延長（事業中区間を含む）

# 第1章 都市の現状と課題

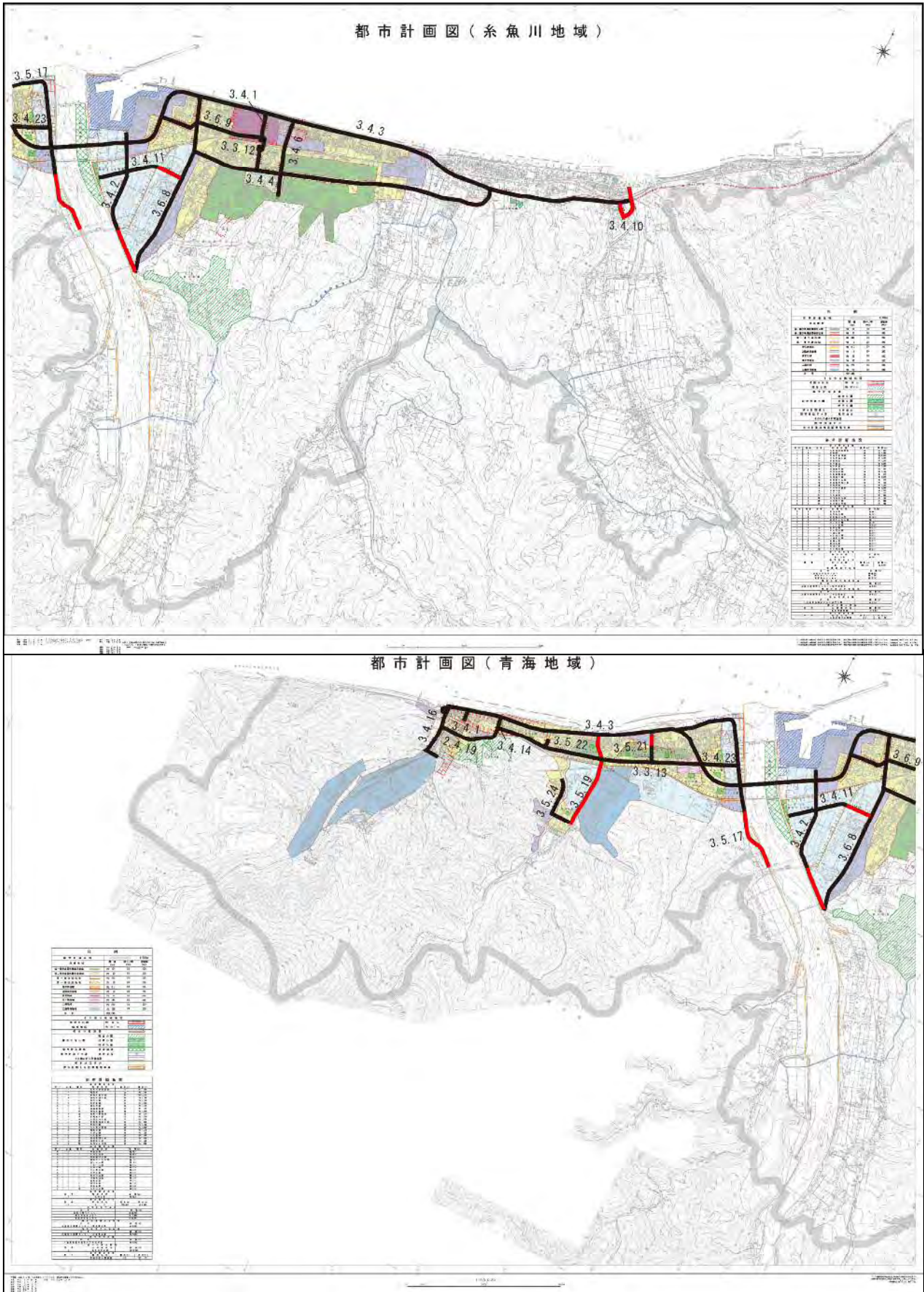


図 都市計画道路網図

注：能生地域には都市計画道路は計画決定されていない。  
注：赤線は未着手区間。

# 第1章 都市の現状と課題

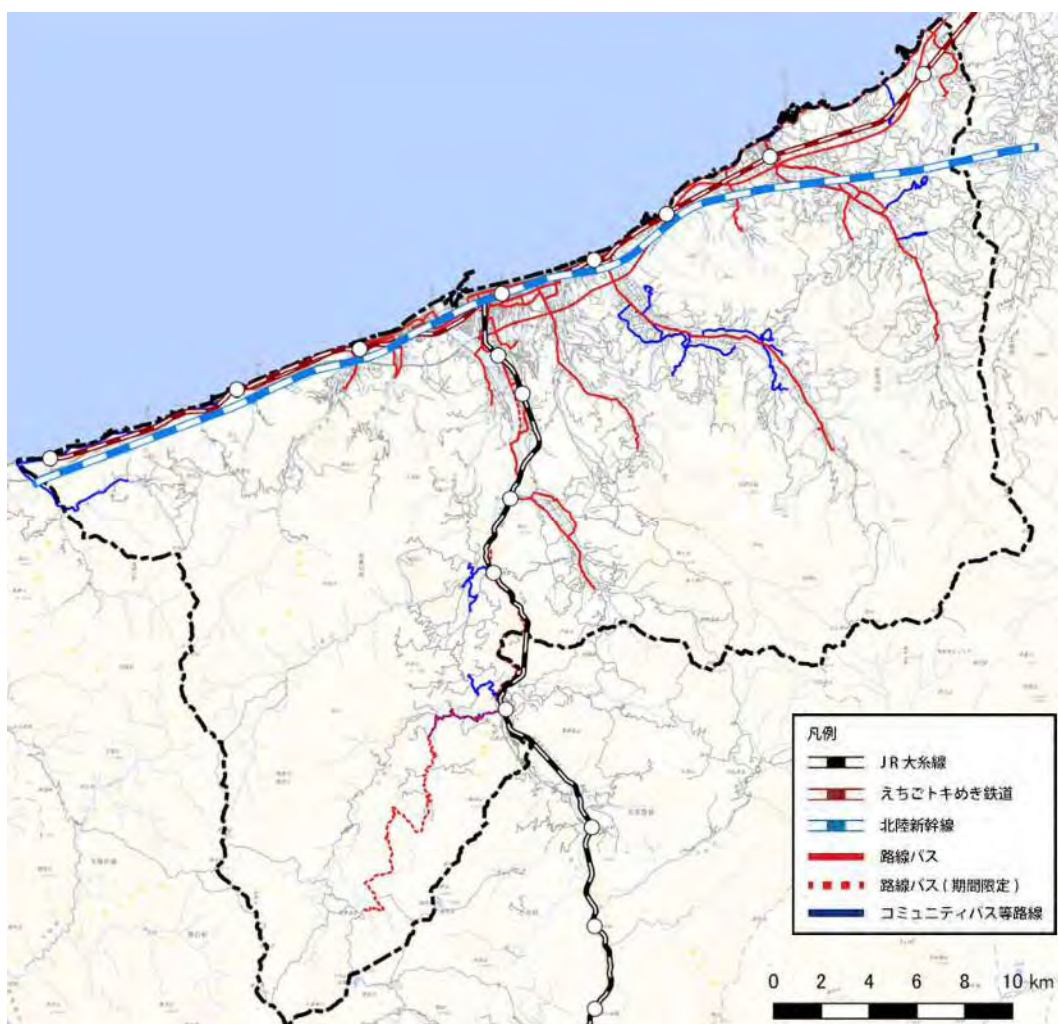
## (4) 公共交通

本市の公共交通機関には、鉄道網として、平成27年3月14日に開業した「北陸新幹線」(糸魚川駅)があるほか、北陸新幹線の開業に伴いJRから経営分離され、現在、えちごトキめき鉄道株式会社が運行する「日本海ひすいライン」、南北方向に走り長野県松本市と連絡する「JR大系線」があります。

「日本海ひすいライン」には、東から筒石駅、能生駅、浦本駅、梶屋敷駅、糸魚川駅、青海駅、親不知駅、市振駅の8駅があるほか、新駅(押上駅)設置が検討されており、「JR大系線」には、「日本海ひすいライン」と接続する糸魚川駅を除き、北から姫川駅、頸城大野駅、根知駅、小滝駅、平岩駅の5駅があります。地域別では、能生地域に2駅(筒石駅、能生駅)、糸魚川地域に8駅(浦本駅、梶屋敷駅、糸魚川駅、姫川駅、頸城大野駅、根知駅、小滝駅、平岩駅)、青海地域(青海駅、親不知駅、市振駅)に3駅が位置しています。

また、バスについては、「路線バス」が18路線運行しているほか、「コミュニティバス※」(定員11人以上)及び「乗合タクシー※」(定員10人以下)が13路線、鉄道や路線バスが行き届かない地域や中山間地域※等を運行しています。

少子高齢化の進行などを踏まえ、鉄道とバスの連携など、公共交通ネットワークのさらなる充実が求められます。



資料) 糸魚川市地域公共交通網形成計画

図 公共交通網

# 第1章 都市の現状と課題

## (5) 公園

平成28年3月31日現在において、本市には、近隣公園\*2箇所、総合公園3箇所、街区公園\*26箇所、地区公園1箇所、都市緑地2箇所、合計34箇所（供用面積82.96ha）があり、そのうち、近隣公園2箇所、総合公園3箇所、都市緑地1箇所、街区公園10箇所、合計16箇所（供用面積80.21ha）が都市計画決定されています。

平成27年の糸魚川都市計画区域内の人口は39,021人であり、1人あたりの都市公園面積は21.3㎡となっています。一方、用途地域\*では1人あたりの都市公園面積は2.4㎡となっています。目標値は、行政区域全体で10.0㎡/人、用途地域内で5.0㎡/人（糸魚川市都市公園条例）で、行政区域全体では目標を達成していますが、用途地域内では未達となっています。

近隣公園2箇所や総合公園3箇所などは未供用の区域があるため、今後も整備を進め、市民などの憩いの場となる緑豊かな都市空間の創出を図ることが求められます。

表 都市公園の整備状況

番号	種別	公園の名称	地域	供用面積(ha)	供用開始日	備考
1	近隣公園	姫川さくら公園	糸魚川	0.64	H15.04	都市計画決定
2		桜ヶ丘公園	糸魚川	0.89	H19.04	都市計画決定
3	総合公園	美山公園	糸魚川	57.88	H14.04	都市計画決定
4		名引山公園	青海	6.84	S61.10	都市計画決定
5		能生海洋公園	能生	5.60	H11.03	都市計画決定
6	都市緑地	一の宮公園	糸魚川	0.27	S58.03	
7		姫川公園	糸魚川	5.17	H21.05	都市計画決定
8	街区公園	諏訪公園	糸魚川	0.29	S61.03	
9		横町なかのきり公園	糸魚川	0.18	H11.01	
10		駅前海望公園	糸魚川	0.16	H12.04	
11		桜ヶ丘コミュニティ*広場	糸魚川	0.10	H15.04	
12		木場場広場	糸魚川	0.07	H15.04	
13		奴奈川公園	糸魚川	0.91	H15.04	
14		塩の道広場	糸魚川	0.02	H17.07	
15		ぼけっとぱーくカマ田	糸魚川	0.02	H17.07	
16		南押上公園	糸魚川	0.07	H17.07	
17		万石広場	糸魚川	0.20	H17.10	
18		上刈四反田公園	糸魚川	0.05	H17.11	
19		神領公園	糸魚川	0.08	H18.04	
20		梶浜公園	糸魚川	0.07	H19.05	
21		上刈長面公園	糸魚川	0.03	H23.12	
22		G12SLパーク	糸魚川	0.02	H27.04	
23		上刈道保の小径	糸魚川	0.09	H27.05	
24		イカリ公園	青海	0.26	S44.04	都市計画決定
25		名引公園	青海	0.20	S47.04	都市計画決定
26		八久保公園	青海	0.22	S50.04	都市計画決定
27		大坪公園	青海	0.39	S51.04	都市計画決定
28		山添社公園	青海	0.24	S52.11	都市計画決定
29		ぬな川公園	青海	0.24	S57.03	都市計画決定
30		高畑公園	青海	0.18	S61.11	都市計画決定
31		須沢公園	青海	0.60	H04.10	都市計画決定
32		八千川公園	青海	0.46	H05.09	都市計画決定
33		角地公園	青海	0.40	H07.04	都市計画決定
34	地区公園	中宿シーサイドパーク	糸魚川	0.13	H16.04	
計		34箇所		82.96	—	

注：都市公園の供用面積は小数点第三位以下を四捨五入して表示しているため、合計値は一致しない。

# 第1章 都市の現状と課題

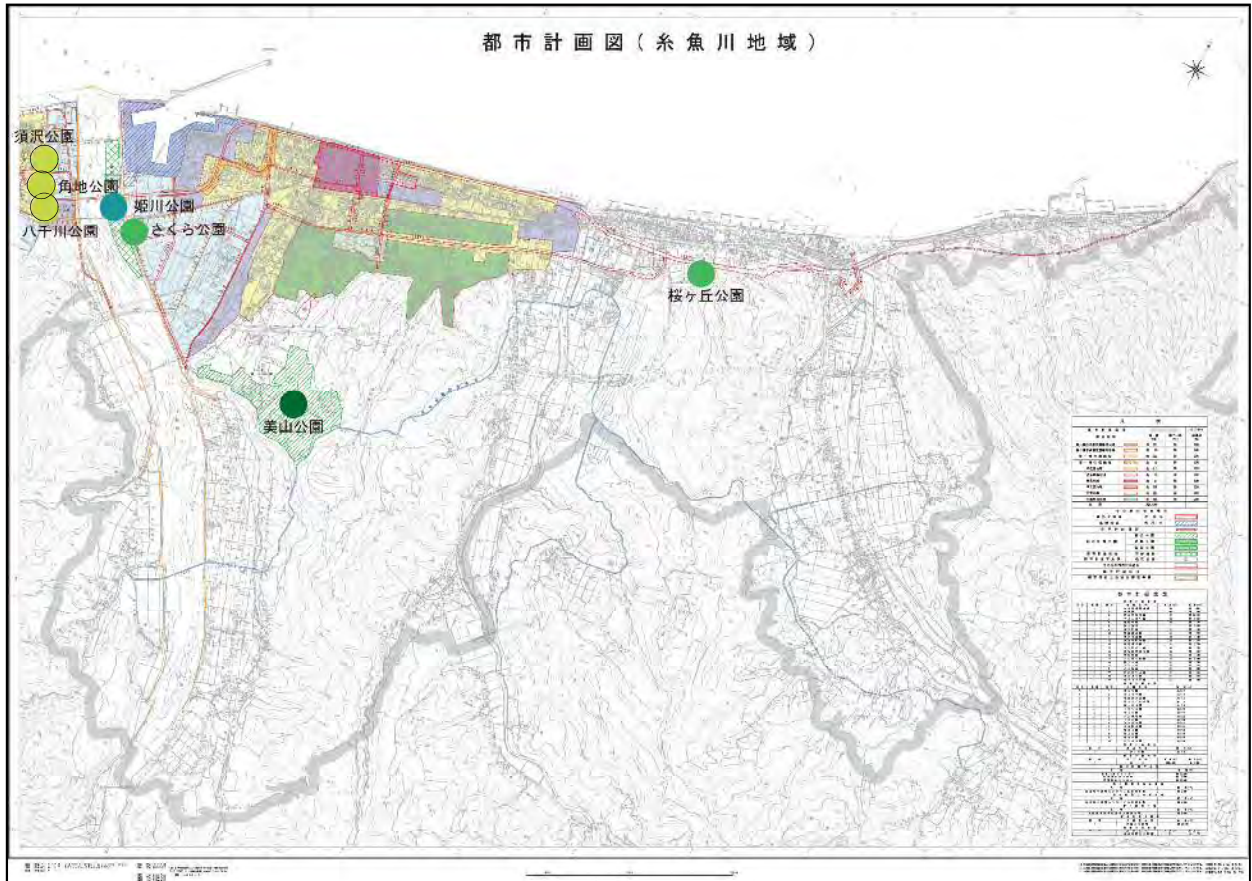


図 都市公園位置図（糸魚川地域）

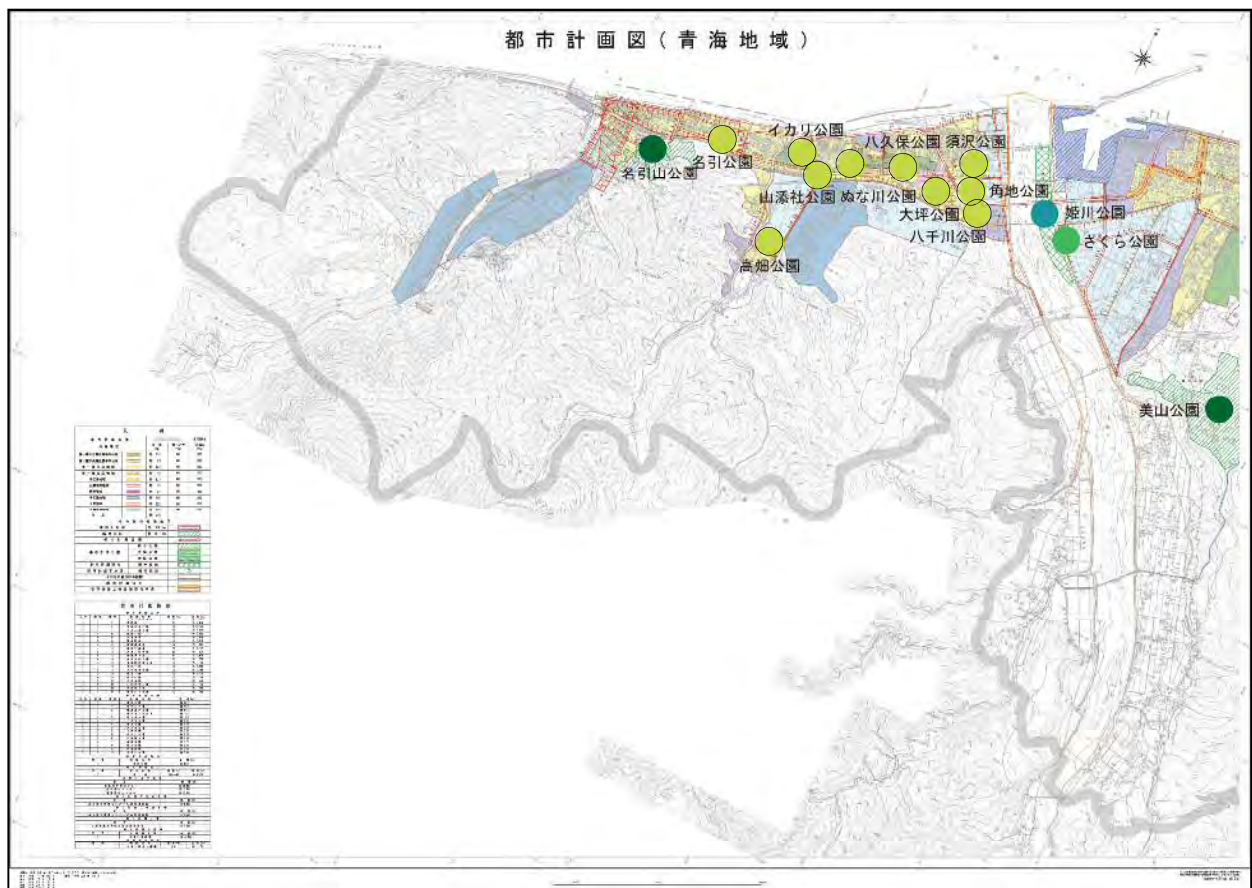


図 都市公園位置図（青海地域）

# 第1章 都市の現状と課題



図 都市公園位置図（能生地域）

# 第1章 都市の現状と課題

## (6) 下水道・河川

本市における下水道は、主に公共下水道事業によって進められており、能生地域、糸魚川地域、青海地域ともに用途指定地域の大部分が認可区域に指定されています。

平成23年度以降、下水道の普及率及び水洗化率は少しずつ増えており、平成27年度では行政区域内人口が44,769人であるのに対し、処理区域人口が36,363人、水洗化人口が34,841人と、普及率81.2%、水洗化率95.8%となっています。

一方、本市には、都市計画決定された一級河川である姫川をはじめ、能生川、早川、海川、田海川等に代表される多くの河川があります。

各河川は市街地や集落地の近傍を通って日本海に注いでいることから災害が多く、これまで防災対策を中心とする施策・事業が進められてきましたが、未だ充分とは言えず、今後も様々な災害を想定した取り組みが求められます。

表 公共下水道の状況

区分	行政区域内人口	処理区域面積	処理区域人口	水洗化人口	普及率	水洗化率
	(A) (人)	(ha)	(B) (人)	(C) (人)	(D) (%)	(E) (%)
平成23年度	47,211	1,315.6	37,035	34,420	78.4	92.9
平成24年度	46,793	1,353.7	37,459	35,146	80.1	93.8
平成25年度	46,144	1,360.6	37,277	35,207	80.8	94.4
平成26年度	45,493	1,363.6	36,889	35,192	81.1	95.4
平成27年度	44,769	1,364.2	36,363	34,841	81.2	95.8

資料：ガス水道局

- 行政区域内人口は、住民基本台帳登録人口（平成24年度からは外国人を含む。平成24年度までは、3月31日の人数に3月中届出の4月1日以降転出予定者数を加えたもの）。
- 普及率（D）＝処理区域人口（B）／行政人口（A）×100
- 水洗化率（E）＝水洗化人口（C）／処理区域人口（B）×100

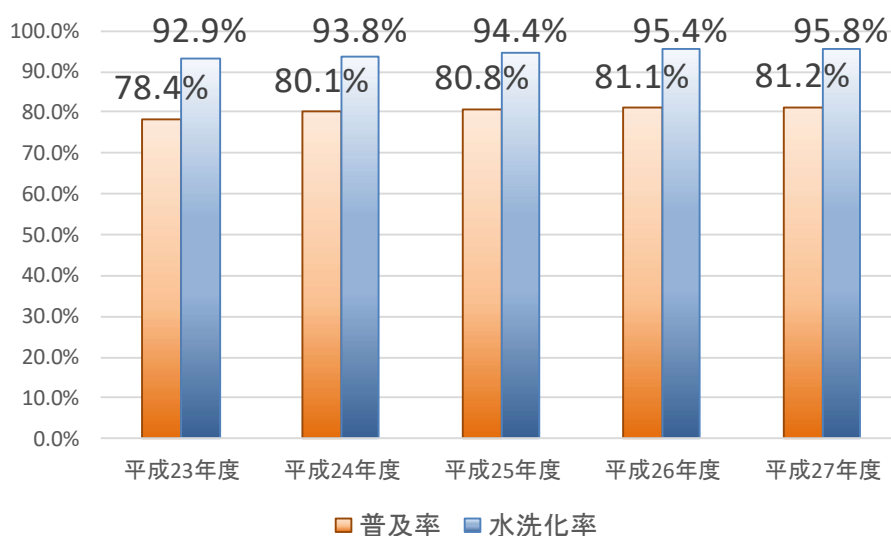


図 公共下水道の状況